

令和8年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第3号）

令和8年3月9日（月）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	宮 川 頌 健	2 番	横 田 真 澄
3 番	北 村 彰 敏	4 番	関 谷 英 樹
5 番	今 井 充 子	6 番	広 瀬 守 克
7 番	藤 橋 直 樹	8 番	若 原 達 夫
9 番	鳥 居 佳 史	10 番	関 谷 守 彦
11 番	森 清 一	12 番	馬 渕 ひろし
13 番	今 木 啓一郎	14 番	杉 原 克 巳
15 番	棚 橋 敏 明	16 番	庄 田 昭 人
17 番	若 井 千 尋	18 番	若 園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	矢 野 隆 博
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長 兼 巢南庁舎管理部長	佐 藤 雅 人
健康福祉部長	佐 藤 彰 道	都 市 整 備 部 長	坂 野 嘉 治
都市整備部調整監	江 崎 哲 也	環 境 経 済 部 長	臼 井 敏 明
上下水道部長	工 藤 浩 昭	教 育 委 員 会 事 務 局 長	磯 部 基 宏
会 計 管 理 者	林 美 穂		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 上 克 彦	書 記	松 島 孝 明
--------	---------	-----	---------

開議の宣告

○議長（今木啓一郎君） 皆様、おはようございます。

本日はお忙しい中、議会の傍聴にお越しいただき、またユーチューブ配信を御覧いただきまして、皆様にも心より御礼申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（今木啓一郎君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

16番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号16番、有隣クラブ、庄田昭人。

傍聴いただき、またユーチューブで御視聴いただいている皆さんにもおはようございます。よろしくお願いします。

今木議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

令和 7 年度も終わりとなり、令和 8 年度予算案を議決する大切な議会である令和 8 年第 1 回定例会、その一般質問 1 日目 1 番に質問できることは、これまで 1 番で質問をさせていただいたのは記憶がありませんが、緊張しながらも、この 3 月議会の議長のテーマである頭は冷静に、議論は熱く。先ほどの言葉にも、議論の中で簡潔にという言葉がありました。簡潔に、しっかりと議論を熱くさせていただきたいと思っております。

本年 1 月 19 日、また 20 日と総務委員会にて委員会研修に三重県伊賀市と和歌山県田辺市の視察をさせていただきました。そこで、田辺市のデジタル・トランス・フォーメーション、以降は「DX」といたしますが、田辺市の自治体 DX は、デジタル技術やデータを活用して行政手続のオンライン化や業務効率を行い、住民の利便性の向上、持続可能な行政運営を目指す取組であり、誰一人取り残さないデジタル社会の実現を目指さないといけないと考えております。

先日、総務委員会にて、先進地である田辺市と比べても負けていないという発言が部長のほうからありました。私も瑞穂市が全く進んでいないなんて思っておりません。また、このことについては、最後に負けていない部分についてお伺いしたいなと思っております。

これから新しい時代として瑞穂市がやってきます。まずは、その未来に備えなくてはなりません。組織の編成改革から住民視点での利便性向上、瑞穂市に合う取組を模索しなければなり

ません。自治体D Xの取組を執行部職員、そんなところが必要ではないでしょうか。また、瑞穂市の環境を守る一つとしてのハリヨについて。さらに、来月4月1日より自転車の交通違反に対して青切符制度が導入されることについて、これは朝日大学や近隣の大学生との意見交換会にて不安の意見がありましたので、市民の皆様はこの改正が自転車の利用者には大きく変わることを理解しなければならない違反になり、罰則金も発生します。さらには、危険な行為を繰り返すと自転車運転講習という対象になることであります。

本日の質問は3点、自治体D Xの活用について、ハリヨについて、自転車の交通ルール改正についてであります。

これよりは質問席よりさせていただきます。

それでは、自治体D Xについてから質問をさせていただきます。

1月20日に総務委員会にて田辺市に、表題である自治体D X活用について委員会にて研修をさせていただきました。田辺市は、平成17年5月1日、5市町村により合併した町であり、人口も現在6万6,244人ですが、面積は広大であります。瑞穂市の30倍以上あるのではないかとこのふうであります。議員になりこれまで様々なところへ研修をさせていただきました。感想は、長岡のアオーレ長岡本庁舎、敦賀市の駅前開発など研修をさせていただき、大きな事業には、この事業をやり遂げるとの熱い職員の存在が必要に感じました。また、変更していくためのタイミングやチャンスも必要であると考えます。今回の田辺市での研修にて、自治体D Xの推進も熱い職員とタイミング、チャンスをつかむことができたのではないかと感じました。

また、国がデジタル社会を構築するタイミングと情報システム検討委員会、平成21年度から立ち上げ、20年以上の取組が発展しながらD X推進本部となり、特別なプロジェクトチームができたからこそ、現在に、未来につながったと感じました。体制づくり、これは一つの目標として瑞穂市の新庁舎が完成までのD Xの構築と考え、瑞穂市でもさらにデジタル化の取組を考えなければと考えます。

それでは、簡潔に質問をさせていただきます。

デジタル人材の育成の推進は、職員が常にD Xを意識する環境を整えていく状況をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、改めましておはようございます。

議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

デジタル化を推進する上で職員一人一人がD Xを意識し、主体的に業務改善に取り組むことが重要であるというふうに認識しております。

本市におきましては、今年度、岐阜県が実施する市町村D X支援事業を活用し、行政職全員

を対象にD Xに関する意識醸成を図るための研修を実施しました。

まずは、令和7年12月23日に、市長をはじめ部長級までの職員を対象とした「未来志向のデジタル改革」と題して組織のリーダーとしてのD Xに対する意識改革の研修を、令和8年1月8日には、課長級職員を対象としたD Xマインドセット研修として所属リーダーとしてのD Xマネジメント方法を学びました。そして、D Xプロジェクトチーム員向けの研修を令和8年1月30日に、B P R（ビジネス・プロセス・エンジニアリング）ワークショップを実施し、業務の見直しの方法、I Tシステムの活用の方法を学びました。

今後は、これらの取組に加え、職員が自発的に業務改善を提案できる組織づくりや先進的な取組を共有する場の提供などを検討し、全庁的にD Xを推進する機運を高めていきたいと考えております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 県の支援を受けながらということで研修を実施する、提案できる場の提供、それは私の2問目の質問と重なる部分だと思いますが、瑞穂市として現在の業務からD X化となる業務への移行の必要性は、その場でも提供できるような場があるのか、お伺いをいたします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 行政の役割が多様化する中、市民サービスを維持・向上させていくためには、既存の業務プロセスを見直し、デジタル技術を活用して効率化を図ることが不可欠であると考えております。

本市におきまして、生成A Iなどの新しい技術の活用により、業務の効率化を目指しています。職員は、より創造的で市民と向き合う時間を要する業務に注力できる環境を構築することが必要であります。これらを通じて、限られた資源の中で最大限の行政サービスを提供することが可能になると考えております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） これから必要となるということであります。その考えは、やはり職員の考え方をまとめていく、これは必要性があるというふうに私も考えます。新しい業務への働き方を考えて聞く、この必要性をさらに確認をさせていただきたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） D Xの推進でございますが、単にデジタルツールを導入することにとどまらず、仕事の進め方そのものを変革していく必要があります。

本市では、新しい働き方への移行に当たり、職員の意識や実態を把握することが重要である

と考え、今年度、行政職全職員を対象としたＤＸに関するアンケート調査を行いました。

この調査結果を詳細に分析し、将来のビジョンや、職員が抱える課題やニーズを的確に把握した上で、今後、実効性の高いＤＸ推進計画の策定へつないでいきます。職員一人一人の意見を反映させることで、全庁的な変革を円滑に進めてまいりたいと考えております。以上です。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 答弁を聞いていると、進んでいるな、それが今の印象であります。

行政がデジタル化となる市民へのサービス向上と職員の業務とのバランスをこれは考えていく必要が今後出てくると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員おっしゃるとおりでございます。ＤＸの最終的な目的は市民サービスの向上ですが、その実現のためには職員が過度な負担を感じることなく業務を遂行できる環境が不可欠です。

デジタル技術の導入に当たっては、まず既存業務の徹底的な見直しを行い、非効率なプロセスを改善することから着手する必要があると考えております。

今年度実施した階層別のＤＸ推進に係る研修において、その手法をそれぞれ学びましたので、業務の標準化や簡素化を図った上で効率的にデジタルツールを活用することにより、可能な限り職員の負担を軽減し、持続可能な形で市民サービスの向上につながる環境を構築していきたいと考えております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） それぞれ構築をしていくためには、今、Ｗｉ－Ｆｉというシステムがあります。これは、Ｗｉ－Ｆｉにするとケーブルが不要であり、またデジタル化の土台になります。パソコンも持ち歩く必要が、持ち歩くためには会議ができる、自分のパソコンでもできるということではないかというふうに思います。

先日も自治会の中で、公民館でＷｉ－Ｆｉを接続できると、それぞれのサークルも必要だという声があります。地域の中でもそれは必要だという、今、やっぱりデジタル化が始まっているのではないのでしょうか。

庁舎内のＷｉ－Ｆｉ化は、ペーパーレス化や会議の在り方の必要性はいかがでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ペーパーレス化や会議の効率化を進める上で、安定した通信環境の整備は重要なポイントになると認識をしております。

しかしながらですが、ケース・バイ・ケースとなると思いますが、現庁舎において全面的に

W i - F i （無線LAN）を整備するするには強固なセキュリティー対策の再構築やアクセスポイントの設置に伴う費用負担等、解決すべき多くの課題があります。

また、現時点ではほとんどの会議室に有線LANを設置していることから、W i - F i によるメリットは限定的であると認識しており、現時点での全面的な導入の必要性は低いと考えております。

一方で、将来的に新庁舎の建設の際には、新たなネットワークの環境整備が必須となりますので、その時期に合わせてW i - F i を導入するかについて検討したいと考えております。

また、ペーパーレス化につきましては、先進自治体の事例を研究し、何が障害となっているのかを分析した上で、電子決済システムの導入なども視野に入れながら検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） そうですね。セキュリティーは大切だと思います。私もW i - F i 化したなら、自分のネットもつなげちゃおうかなんていうふうなこともあるかと思います。それはやはりきちとしたセキュリティーをもって、していくべきだと思います。

さらに、このデジタル化については、田辺市もW i - F i 化にすることが職員の大切な、まずはデジタルに親しむ、デジタルに取り組むといった環境をつくるためにはW i - F i 化が必要だという言葉もありました。

本巢市議会も、この私たちの使っているタブレットのシステムと同じものを使っています。そう考えると、もとす広域議会なんかでも2市1町での会議や連絡の統一化、それは研修にしても、さらに本巢市、北方町とも働きかけ、同じ広域的なDXというふうに考えるのもいかがでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） もとす広域連合の構成市町のみでのDX推進に関する情報交換や連携については、現時点では実施しておりません。しかしながら、岐阜市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巢市、岐南町、笠松町及び北方町で構成する岐阜連携都市圏推進会議において、DX施策に関する情報共有及び研修の相互参加という形で広域連携に取り組んでおります。

今後も他市町との情報共有をしながら、DXを推進していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 私たちの使っているタブレットは、議会の説明のために必要だということではありますが、職員のタブレットの必要性は、防災だけではなく、パソコンだけでない職

員のD X化の意識のため、まずは課長職での現場での使用、災害時の使用、会議での使用など、部長職だけでなく、扱いも慣れていくためにはタブレットも必要ではないでしょうか。また、議会で説明するためなど、導入の検討を進めなくてはならないのではないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 確かにタブレット端末は便利でございます。災害対応や現場業務において有効なツールとなり得ることは認識しており、そのメリットについては共感するところでございます。

しかしながら、現状の日常業務におきましてタブレット端末の活用場面は限定的であると思えますし、導入、維持管理に係る費用やセキュリティ対策についても考慮する必要がございます。

これらの点を総合的に勘案し、現時点では全面的な導入に至っておりませんが、費用対効果を慎重に見極めつつ、将来的な導入の可能性について引き続き検討課題としていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 瑞穂市の目指すD X化、これを基盤に市民へのサービス、書かない、持たない、迷わない、この市民サービスの実現を目指し、グループウェア更新や働き方改革を通じて職員のウェルビーイングな職場環境を整備していくことを目指している田辺市との共通点が、先進地の取組の研究としてさらに望むものであります。

最後に、それでは矢野部長に先進地にも負けていない瑞穂市、その思いをお聞かせください。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 改めまして、おはようございます。

突然の質問、ありがとうございます。

私もそのときに同行いたしました。瑞穂市の管財情報課のD Xについては、私もかなり進んでいると思っております。たまたまちょっと庁舎が古くて、田辺市さんみたいに新しい庁舎ではありませんが、今やれているところを精いっぱいやっているとっております。以上です。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 総務委員会での発言でありました。私も全く遅れている、できていないということは感じておりません。しかし、新庁舎建設に関して必要なD X化、市民へのサービスの向上であると私は確信しておりますので、どうかより瑞穂市に合ったD X化を望むものであります。

それでは、次の質問とさせていただきます。

ハリヨについて、市の魚と認定していただきました。ありがとうございました。12月議会で一般質問をさせていただいたときの答弁には、市の魚として指定した後に活動をさせていただく、そんな言葉でありました。また、どのようにしていくのかというような答弁をいただきました。

私の思いの中では、どのような保護が必要なのか、また今後について市民や事業者との話し合いがあり、指定していくものと考えておりました。1月5日に市の魚として指定する記事を読むこととなりました。うれしい思いと、12月の質問ではまだ時間がかかるような感じがしておりました。これは本心であります。

また、ハリヨの仲間にも聞くと、同じような思いで早かったねというような言葉も出てまいりました。私の考えよりも早く指定していただいたことは、指定した後、市として積極的に活動していくとの答弁をされました。早くするための指定をいただけたものと前向きに考えますが、12月議会に答弁されたハリヨの会との意見交換を図るなどなど、各部署との連携、そのような答弁がされました。確認をさせていただきます。

看板の更新は、他市町と同じような、いろいろなところを見に行くと同じような看板であります。瑞穂市らしい看板を望むところではあります。看板の更新はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

改めまして、おはようございます。

現在、公共的な場所のハリヨの看板につきましては、市内に2か所を設置しております。一番古いものは西ふれあい広場に設置しており、巢南町のときに町の魚として紹介されたものとなっております。残念ながら表面部分は劣化しており、文面等も読むことが難しい状況でございます。もう一か所につきましては、ハリヨの生息地として給食センターに設置しております。

看板の更新につきましては、市の魚として指定されたこともあり、「市の魚」としての文面等を追加した看板を設置したいと考えております。また、新たに設置する看板のデザインにつきましては、子供たちにも親しみを感じてもらえるような内容にしていきたいと考えております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 今、小学生の子も、ハリヨ、ハリヨと言っています。皆さんが興味を持っていただいていることは間違いないというふうに考えております。

瑞穂市らしい看板、もしくは小学生の子もよく知っている、市民のハリヨを守る会の皆さん

からいろんな事業をしていただいているので興味を持っているということでもありますので、よりよい看板の設置をお願いしたいと思います。

それでは、他市町の生息地の研究についてはいかがでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

12月議会にて議員より、伊自良ハリヨ公園、本巢湯の古公園、海津市の北部浄水公園、大垣市曾根城公園の他市町のハリヨ生息地を御紹介いただきました。その際に、他市町の生息地を研究材料としての答弁をさせていただいております。

現在は関係部署において、せっかく視察に行くのなら、現地を見ながら意見を交わし合えればと思うことから、3月の下旬にて日程の調整を行っているところでございます。なるべく早い段階で訪れるよう調整し、先ほども答弁をいたしましたが、看板の確認も行い、今後の参考とさせていただきたいと考えております。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 海津市は浅瀬の中で本当に間近で見えるところでありましたが、あの広大な敷地は瑞穂市には取れないんだろかなんて思っているところではありますが、瑞穂市に合ったよりよい生息地を、また研究をしていただきたいと思います。

それでは、市の現在確認をされているところ、先日もまだほかに、それ以外にもあるんじゃないかという言葉が議員からありましたが、その部分についてはいかがでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

現在のハリヨの状況につきましては、令和5年度に実施した調査が最後となっております。その今までの調査の中では、給食センター敷地内の池に滋賀県産と岐阜県産の交雑、五六川支川には岐阜県産、西ふれあい広場の池にも岐阜県産、中小学校には滋賀県産が生息していると調査の結果となっております。

市の魚に認定したこともあり、令和8年度予算に計上し、生息地調査を行う予定をしております。今ほど議員が言われたほかにもというところも含め、考えていきたいと考えております。

調査の目的といたしましては、生息の確認調査に加え、ハリヨのDNA調査を行うことで生息地の現状を把握する中でどのような環境にしていけるか、保全についての市の方向性を検討していきたいと考えております。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 市民の皆様からいろんな環境、もしくはいろんなことを聞かせていただいております。守る会の皆さんとも、今後守っていききたい、そんな思いが熱く感じられる言葉も聞いておりますが、12月議会終了後、この会に私も協力したいよと言っていた市民の方もおります。市民の声、市民がどう考えていくのか、環境についてということであります。

また、パブリックコメントが実施されたということではありますが、そのことについてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 改めまして、おはようございます。

ハリヨを市の魚として制定することについて、昨年の11月12日から12月11日の間、パブリックコメントを実施いたしました。

意見は2名の提出があり、その内容を簡単に申しますと、まず1つ目はハリヨを市の魚とすることへの賛成である。2つ目が、ハリヨ絶滅させてはならない。3つ目が、ハリヨや瑞穂市の環境のよさをもっとPRしたらどうか。4つ目が、富有柿とともにもっとPRしてほしい。生物が絶滅しているという現実があり、環境汚染を解決する取組を行う宣言をしてはどうかなど、環境汚染や保全への取組の御提案。そして、6つ目が、生息地の環境改善の整備に関する御意見、その他の市町の生息地などとの連携ということに関する御意見をいただきました。

どの意見も市の魚ハリヨの制定に向けての前向きな意見ばかりで、そして環境汚染や保全に関する意見もあり、ハリヨのみでなく、全ての環境保全の重要性を改めて認識いたしました。以上です。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 私も今の言葉と同じ思いがあり、今この地球が温暖化になっている、このことについては私も本当に危惧をしております。このままでいいのではない、しっかりと守らなければならない、今、瑞穂市としての財産ではないでしょうか。

そのパブリックコメントの中ではありますが、本田の生息地も危機的状況であるということも答弁されました。この危機的状況を確認された、今後どのようにこの状況を考えていくのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 改めて、おはようございます。

本田のハリヨについて、改めて御紹介をさせていただきます。

ハリヨはトゲウオ科イトヨ属に分類され、トゲウオ科の魚は主に北半球の冷温地帯に広く分布していますが、日本がトゲウオ科の生息する一番南になっており、北海道から本州中部の一部にしか生息していません。日本の中でトゲウオ科イトヨ属のハリヨが現在生息してい

るのは岐阜県と滋賀県だけとなっています。

岐阜県で主な分布地域は、揖斐川水系と長良川水系の一部の湧き水地と大垣市周辺の湧き水群だけとなっています。ハリヨは、環境省が公表しているレッドリスト絶滅危惧種ⅠＡとして、ごく近い将来に野生で絶滅する危険性が極めて高い魚となっています。

議員御質問の本田の生息地については長良川水系になり、その中でも昔からこの水路で生息してきた野生のハリヨの長良川水系の中で本田だけとなってしまう、学術的にも大変貴重な場所とハリヨであると専門の方から伺っております。そのため、市の魚として指定し、保護することとしたものでございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 12月議会でも答弁の中にバックヤードが必要だということですが、これは県のアクア・トトとの連携も必要ではないか、県との協議も必要ではないかというふうなことでありますが、バックヤードについてはいかがでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 先ほど御説明させていただいた本田のハリヨの生息地の環境は、長年の堆積物や水辺環境の変化など湧き水などの水量が減少し、生息環境の悪化が懸念されている状況であると認識しております。

そのため、ハリヨの専門的な知識を持つ有識者とハリヨの保護活動を検討する中で、一つの案としてハリヨを一度保護し、アクア・トトなどの施設で繁殖させてから元の生息地に戻す方法が提案されました。この一時的に保護する場所のことをバックヤードと言われたものです。

また、その繁殖期間には、現在の生息地の環境を改善させる方策を実施し、繁殖後にはハリヨにとって良好な生息環境へと整えながら保護活動を進めていくことも検討していきたいと考えております。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） バックヤードについては、本当に早く、一刻も早く進めていただきたい思いであります。

今後の展開として、いろんなことが考えられると思います。副市長も、今、ハリヨのバッジをしております。私もしております、頂いたものであります。若井議員、ありがとうございます。頂いたものであります。

市民への周知、またボランティア活動への展開など、このことについては今後どのように考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 今後の展開といたしましては、令和８年度において各生息地の生息調査などを行い、また１級河川長瀬寺川にもハリヨが生息している可能性もあることから調査を実施し、市の魚ハリヨの生息地の一つとして増やすことができないか考えています。

そして、市内外問わず市の魚ハリヨの知名度向上を図るため、広報紙はもちろんのこと、SNSの活用や各施設でのデジタルサイネージでの情報提供、ハリヨグッズの商品開発、そして岐阜県内のハリヨ保護市町との交流や、市内のハリヨの生息地の関係者やボランティアの方たちとも意見交換をしながら、ハリヨ全般に関する保護活動を推進していきたいと考えております。

また、ハリヨ保全に関するボランティア活動においても清流の国ぎふ地域活動促進事業補助金の活用や、生息地の環境改善整備には第２世代交付金の活用を検討しながら、ハリヨとその生息地の環境改善を図っていききたいと考えています。

このような状況の中で、市内にはその希少なハリヨが生息し、その中でも特に本田の水路に生息するハリヨは長良川水系の唯一の純粋種として将来に継承することがとても重要であり、郷土の財産として瑞穂市のシンボルとして市民とともに守っていききたいと考えています。

瑞穂市は地下水に恵まれ、昔から至るところで湧き水がありました。そんなところにハリヨが生息していたのですが、土地改良事業や宅地開発により生息地が減少してきました。地下水は大変豊富な瑞穂市ですが、その恵みの元は山に降った雨が長い時間をかけて浸透し、瑞穂市に至る水脈を通り地下水となっているもので、環境の変化によるゲリラ豪雨や山林の保水能力の低下により現状が変化する可能性もあります。

ハリヨの保護活動を通して、自然保護、環境保護に取り組んでいきたいと思い、今回、瑞穂市の水道水をペットボトルに詰めた「みずほの水」３,５００本を作成いたしました。今日こちらに持ってまいりましたのは、その「みずほの水」でございます。この水は、別府水源地の水を詰めたもので、地下最長２５０メートルからくみ上げたものです。ハリヨが生息できるようなきれいな水が水道の蛇口をひねるだけで出てくるすばらしい瑞穂市の環境を宝物として市内外にＰＲしていきたいと思います。

また、その伝承師として、さかなクンならぬハリヨクン、ハリヨちゃんを市民、職員から募集して、未来へつなぐ子供たちや市内外にＰＲしたいと思います。庄田議員をはじめ議員の皆様も、ぜひハリヨクン、ハリヨちゃんになっていただくようお願いを申し上げ、庄田議員の御質問にお答えいたします。

〔１６番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○１６番（庄田昭人君） 太ったハリヨでよければ、いつでもハリヨになっていきたいと思えます。やり過ぎですかね、背中にハリヨをつけてもと思いますが。いろんなことがＰＲとして皆

さんの市民のために、この環境、ハリヨだけではありませんということも本当に分かっておりますので、しっかりとした瑞穂市、住んでよかったと言っていただけるまちにする一つとしてお願いをするものであります。

それでは、次の質問であります。自転車の交通ルール改正についてであります。

2026年4月1日より、自転車の交通違反に対して青切符制度が導入される。これは、違反が科せられるようになり、自転車利用者にはより厳格な交通ルールの厳守が求められています。自転車利用者にとっては、知らなかったでは済まされない交通ルール改正であります。

車の運転でもスマートフォンを使用しながら、そんな運転手も見かけますが、さらに意識の低い自転車運転をするながら運転は1万2,000円の反則金が課せられます。ちなみに、車では反則金1万8,000円、違反点数3点、自転車の違反金が高いと感じるのかは別にして、自転車運転者16歳以上が対象になるものであります。

そこで、行政として自転車運転の意識を高め、交通事故の抑止を図らなければならないのではないのでしょうか。その自転車運転について、瑞穂市としてどのような取組を行っているのか、お伺いをいたします。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） まず、今回の道路交通法改正により、いわゆる青切符制度が導入される背景についてです。

近年、交通事故全体の件数は減少傾向にある一方、自転車関連事故は横ばいで推移しております。特に自転車と歩行者との事故は増加傾向にあり、こうした状況が自転車利用者の交通違反への対応強化へとつながったものです。

自転車は、身近で利便性の高い移動手段である一方、法令上は軽車両であり、運転の仕方によっては加害者にも被害者にもなり得る存在です。しかしながら、交通ルールの理解や遵守が十分とは言えない場面も見受けられます。

市といたしましても、本制度の導入を契機として、交通ルールの再周知とマナー向上を図ることは交通事故防止の観点から重要な課題であると認識しています。

これまでの具体的な取組について申し上げますと、まず広報活動といたしまして、市ホームページへの掲載や広報紙3月号での特集記事を通じて制度の概要や自転車の基本的な交通ルールについて周知をしたところでございます。

次に、若年層や大学生への取組です。昨年12月年末の交通安全運動期間中には、朝日大学において学生ボランティア団体、警察、交通安全協会等と連携したマナーアップ活動を実施しました。学生に対して啓発チラシを配布し、直接ルール遵守を呼びかけたところです。また、1月に開催した二十歳を祝う会におきましても、参加者へ啓発チラシを配布し、安全意識の向上を図りました。

さらには、世代別の交通安全教室も実施しております。本年２月からは、幼稚園・保育所の年長児を対象とした自転車教室を開催し、啓発チラシを配布するなど、保護者も含めた意識啓発を行っています。あわせて、小学校、子ども会、高齢者向けの交通安全教室においても、交通指導員が世代に応じた具体的な走行ルールを分かりやすく指導しております。

このほか、昨年10月に開催した法令講習会でも、北方警察署の交通課長を講師にお招きし、自転車の運転に係る講話をいただきました。そのほか市役所やコミュニティセンター、PLANET-6に設置のデジタルサイネージを利用して啓発動画を放映するなどの啓発活動を実施したところです。

また、令和８年４月に予定しております春の交通安全運動におきましても、新中学生を対象にリフレクター及び啓発チラシを配布し、夕暮れ時や夜間の事故防止と交通ルールの定着を図っていきます。

一方で、本市は高校がないことから、高校生への周知が課題であると認識しております。多くの高校生が駅を利用している事情を踏まえ、今後は駅前駐輪場の指定管理者と連携し、定期利用手続時の啓発チラシ配布や駐輪場内への啓発ポスター掲示、日常的に目に触れる場所での啓発強化を検討していきたいと考えております。さらに、日常的な取組として、穂積駅前広場において警察と連携した朝のマナーアップ啓発活動を毎月継続して実施していきます。

自転車の交通ルールは十分に認識されていない事項も少なくありません。単に罰則強化を周知するのではなく、何が危険で、どのような行動が安全につながるのかという観点からルールの趣旨を理解していただくことが重要であると考えております。

今後も警察をはじめとする関係団体と連携を一層強化し、全ての世代の市民が安全に自転車を利用できる環境づくりに努めていきたいと考えております。以上です。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 何が危険なのか、本当に重要なことであります。

それでは、教育的な学校での交通安全意識を高めることが、今後の子供たちの事故防止につながるのではないのでしょうか。教育委員会のお考えを伺いたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） おはようございます。

学校における交通安全指導は、児童・生徒の安全を確保するために極めて重要な取組です。特に、児童・生徒が自ら危険を予測し、回避する能力を身につけることが重要なため、学校におきましては年度当初や長期休業日前の機会に繰り返し交通安全指導を実施しております。

御質問のとおり2026年４月より施行される改正道路交通法においては、16歳以上の者に対して自転車の交通違反に関する交通反則通告制度が適用されるため、中学生は改正道路交通法に

おける処罰の対象とはなりません。しかしながら、この法律の改正の意義や背景を理解することは非常に重要であると考えております。

このため、学校においては、これまでの交通安全指導に加え、岐阜県教育委員会や岐阜県警察本部が作成しました啓発資料を活用し、児童・生徒の安全を確保するための取組を行っております。具体的には、日常的に自転車の安全運転や交通法規の遵守に関する指導を行い、制度の該当者かどうかに関わらず、全ての生徒に対して交通安全の重要性を伝えております。

さらに、昨年12月には北方警察署に御協力いただき、市内の中学生を対象に出前授業を実施いたしました。この授業では、交通反則通告制度について警察の方から直接指導を受けることができ、生徒たちの交通安全に対する意識を高めるよい機会となりました。

3年生のある生徒の感想を紹介いたします。知っておくべきことを教えていただき、ありがとうございました。被害者にも加害者にもならないよう、今日教えていただいたことを意識して4月からの高校生活を送っていきたいと思います。

生徒たちは実際の事例を通じて交通ルール的重要性を学び、自らの行動を見直すきっかけになったと考えております。

教育委員会としましては、今後も引き続き交通安全指導の充実を図り、児童・生徒が自ら危険を予測し、回避する能力を身につけることができるよう努めてまいります。具体的には、定期的な交通安全教育の実施や地域の交通安全啓発活動等を紹介したり参加を促したりするなど、実践的な学びの場を提供していく所存でございます。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） ここで難しいのは交通ルールの厳守であります。自転車は軽車両となり、道路の左側を通行するのが基本ルールであり、歩道は歩行者のための場所であり、歩行者が優先されます。例えば、市民センターから北へ向かうと車道を自転車で通行できるのですが、南に行く場合は車道を走ると逆走することになってしまいます。自転車運転者として今までのような歩道を走り、逆走は二重違反になってしまうのではないかと、これはちょっと説明文として間違っておりました。質問提出後、確認したときには、歩道を自転車で逆走してもよいという標識がある場所は走ってよいということでありました。これも警察と連携し、啓発活動をする体制はできているのか、お伺いをいたします。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 議員御指摘のとおり、自転車は道路交通法上、軽車両に位置づけられており、通行方法の原則は車道の左側を通行することとされています。歩道は歩行者のための通行空間であり、歩行者優先が大原則です。

ただし、例外として自転車が歩道を通行できる場合があります。1つ目は、標識などで普通

自転車歩道通行可とされている場所です。2つ目は、13歳未満の児童、70歳以上の高齢者及び身体に障害がある方が運転する場合です。3つ目は、交通量が多い場所や道路工事中など、車道を通ることが危険であり、安全確保のためやむを得ないと認められる場合です。これらの例外により歩道を通行する際も、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は一時停止する義務が課せられております。

議員御質問の自転車が歩道を通行することによつての違反についてですが、例えば県道北方多度線の歩道をはじめ、市内の多くの歩道は普通自転車歩道通行可に指定されています。そのため、直ちに自転車で歩道を通行できなくなるというものではございません。ただし、歩道を通行する際には、歩道の車道寄りの部分を徐行すること、そして歩行者優先を徹底することを意識して利用していただくことが必要であります。

そして、議員御質問の複数の違反が同時に認められた場合の取扱いにつきましては、北方警察署に問い合わせたところ、違反行為の状況によって変わることということで、一律に回答することは難しいとのことでした。

今回の制度改正の重要な点は、自転車の通行ルールそのものが大きく変更されたものではなく、違反があった場合の手続をより迅速に、かつ適正に行うための制度を整えた点でございます。これにより、交通ルールの遵守がこれまで以上に求められることとなりました。

市といたしましても、この機会を捉え、改めて自転車の基本的な交通ルールの周知徹底を図ることが重要であると考えています。本市では、北方警察署、本巣地区交通安全協会、さらには朝日大学のボランティアなど関係機関と連携し、様々な啓発活動を実施しております。

今後も警察をはじめとする関係機関との連携を一層強化し、自転車利用者が加害者にも被害者にもならないよう歩行者の安全確保を最優先とした交通安全対策を推進し、安全で安心な交通環境の実現に努めていきます。以上です。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） この質問の重要なところは、交通環境の整備ではないかと考えます。

これは先日行われた朝日大学の学生の皆さんや他大学の学生との意見交換会での若い皆さんの意見の一つですが、自転車運転が交通手段の大きな手段であると訴えておりました。今まで歩道を走っていましたが、4月からルールが変わり、車道では怖いし、今までも歩道であったのが走りにくいし、がたがたしたところが多くあると訴えておりました。また、自転車を通るところをちゃんとしてほしいという思いもありました。

そこで、警察関係者と自転車専用レーンなど設置を、さらに歩行者と自転車の分離を促す道路整備や看板設置はどのように考えているのか。

また、もう一つ質問を重ねますが、瑞穂市独自の安全を生み出してはいかがでしょうか。通

学路のゾーン30では自転車の通行ができるとのことでありますが、この左側通行を示すような色分け、安全を促す方法、特に穂積駅周辺を考えなければならないのではないのでしょうか、お問い合わせをいたします。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 2つの御質問をいただきました。ありがとうございます。

最初の御質問に対して回答させていただきます。

自転車は、昨今の町なか居住や中心市街地活性化におけるまちづくりを進めていく上で、身近な交通手段として重要な役割を担っています。

自転車の通行空間につきましては、道路法及び道路交通法の趣旨を踏まえ、順次整備を行う必要があると認識をしておりますが、構造上や用地上の制約等から新たに設けることは困難な状況です。そのため、当面の間はゾーン30プラスの導入や路面標示等の充実等により安全確保に努めてまいります。また、中長期的な道路改良の機会を捉え、自転車通行環境の整備について検討してまいります。

そして、2つ目の御質問がありましたけれども、瑞穂市独自の安全を目指したらいかがかという御質問ですけれども、穂積駅周辺のような自転車が多く利用されている箇所については、安全に配慮した対策が必要であると認識をしております。しかしながら、道路幅員が限られる既存道路においては、自転車専用通行空間の物理的確保が困難であるため、当面の対策として外側線の引き直しやゾーン30プラスの指定を行うなど道路構造に応じた安全対策を講じ、安全確保に努めてまいります。

また、自転車専用通行帯については、路線とただけではなく、面的な計画をしていく必要があることから、今後、市内全域を対象として検討を行ってまいります。以上です。

〔16番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 庄田昭人君。

○16番（庄田昭人君） 瑞穂市で交通事故が一件でも少なくなるよう、子供たちの命、またけががないように、大切な命であります。守っていただきたい。その対策をよろしく願いたいものであります。

今回の質問は、DX、ハリヨ、自転車運転についてでありましたが、このことは、自治体DXではデジタル技術やデータを活用して行政手続のオンライン化や業務効率を行い、住民の利便性向上と持続可能な行政運営を目指す取組として誰一人取り残さないデジタル社会の実現を目指さないといけないのではないかと考え、その先の未来のために、これからの新しい時代として瑞穂市がやってきます。まずはその未来に備えていきましょう。

組織の編成改革から住民視点での利便性向上、瑞穂市に合う取組を模索し、自治体DXの取組を、さらには自然環境を、安全を、執行部職員、さらに議会の正三角形として思いを込めて

まいりましょう。

本日の質問を終わります。

○議長（今木啓一郎君） 16番 庄田昭人君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前9時58分

再開 午前10時05分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番 棚橋敏明君の発言を許します。

棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） おはようございます。

議席番号15番 棚橋敏明でございます。

傍聴席の皆様、そしてユーチューブで御覧の皆様、誠にありがとうございます。

本日は、瑞穂市当初予算案の病児・病後児保育事業1,485万円についてを1番目に質問させていただきます。

私自身、家族が病に伏し、その中で病のさなか、そして病後、そしてリハビリの大切さを大いに感じているさなかでございます。体のリハビリは当然ながら、心のリハビリ、その大切さ、本当にそのことについて気づきました。心のリハビリは家族のみでできるものではない。周りの環境、友人、友達、同級生、クラス、そういった様々な環境が大きく左右します。まさに今回の病児・病後児保育事業は心のリハビリの重要な位置づけだと思いますし、入所時の家族、保護者の方々へのウェルビーイングの入り口と思われます。大変価値ある予算と思い、詳しく質問させていただきたいと思います。

さらに、2番目といたしまして、先日の中学校の卒業式においても多くの外国籍の方々、そしてまた他国にルーツを持つ人たちの卒業生が多数おられました。そのような外国籍の方々の市民生活について質問させていただきます。

さらに、3つ目として、統一協会の様々な取上げ以降、全国でさらにさらに広がってきております宮じまい、寺じまい、墓じまい、様々な変化が発生する中、葬儀の状況にも変化が出てまいりまして、直葬（ちよくそう）、直葬（じきそう）、火葬葬、これが東京では20%から30%、地方でも5%となってきました。様々多くなってきました火葬場の今後の運営、これに関わりますことにつきまして質問を3番目としてさせていただきます。

それでは、これよりは質問席にて質問させていただきます。

保育園児の保護者の皆様が、このたびの瑞穂市内での病児・病後児保育について、多岐にわたり今まで不安、不便を感じておられましたが、このたびの事業について大いに期待しておられます。1,485万円、この中身についてお教えくださいませ。

まずは、所在地はどこでしょうか。そして、人口当たり何園必要なのか、そういった取組はありますか。そのことにつきまして質問させていただきます。お願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼します。

初めに、病児・病後児保育事業とは、児童が病気または病気の回復期にあることから保育所等での集団生活が難しく、かつ保護者が就労等により家庭で保育を行うことができないときに病児・病後児保育を行う施設において一時的に保育を実施する事業となります。

これまでは、市内に事業者がいなかったことから、他の自治体との広域利用協定によりまして他自治体の施設を利用させていただいておりました。来年度からは、市内に病児・病後児保育施設を整備した事業者との間で事業契約を締結し、瑞穂市として病児・病後児保育事業を創設いたします。

御質問の病児・病後児保育事業の実施を予定している事業者でございますが、スマイルMI Z U H O病児保育園で、所在地は瑞穂市の馬場小城町2丁目53番3でございます。

なお、人口当たりの必要な園の数に決まりはございません。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

まさに本当に困っている方々に手を差し伸べられる、そんなような状況じゃないかなと思います。まずは本当にありがとうございました。

それでは、その次としまして、建設、これからの設置の開園ですね。そういった費用に、市、県、国よりはどのような負担をしていただけるのか、そんなところについてお教えてくださいませ。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 建設、設置開園の費用についてでございますが、まず整備に係る費用への補助といたしましては、国の子ども・子育て支援施設整備交付金があり、負担割合は国10分の3、県10分の3、市10分の3となり、事業者の負担は10分の1となります。

次に、事業実施に係る補助といたしましては、国の子ども・子育て支援交付金がございます。こちらの負担割合は、国3分の1、県3分の1、市3分の1となっております。この交付金は、市が病児・病後児保育事業者と業務の委託契約を締結した場合にも交付されるものでございます。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） ということは、市、県、国から、かなり負担があるということですね。

それだけ、やはりこういった園を開園してほしいという、そういったものが根底にあるのではなからうかなと思うんですが、その割には人口当たり何園必要なのかというところは国からの指示は全くないわけなんですね。何かそこにちょっと不可思議さを感じるぐらい、市、県、国からの負担金がそれだけある中で、人口当たり、例えば瑞穂市でしたら5万6,000人と仮にして、それだったら何園設けてくださいとか、そういった御指導ってないわけなんですね。ちょっと不可思議を感じますが、分かりました。

それじゃあ、その次としまして保育料ですね。他の保育所、他の保育料に比較して、金額にどのような違いがありますか。そしてまた、その保育料につきましては、市、県、国からの補助はありますか。それについてお尋ねいたします。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 保育料でございますが、利用料として1日当たり1人2,000円としております。これは、現在協定を締結している他自治体の利用料のほとんどが2,000円となっておりますので、同様の利用料としてしておるものでございます。

また、協定を締結した他自治体の病児・病後児保育施設を利用した場合においても、同額の2,000円で利用することができます。

利用料の補助に関しましては、3人以上の児童を扶養する世帯に対しまして利用料の全額を補助しております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 保育料ということは利用料ということになるということをもとに今学びました。その利用料についてですが、市、県、国からの補助ではなしに、瑞穂市のみで補助しているということになるんですかね。ちょっと私の聞き方がまずかったのかもしれませんが。再度、お願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 市として補助をしているということになりますね。また、国とか県の補助事業でもございますので、割合、補助率で市への収入もでございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） ということは、市として一応全額負担はするんだけど、県、国からも、メニューは違うけれども、そういったお金が入ってきているんですよということで解釈してよろしいんですかね。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 議員おっしゃるとおりでございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 病の状況、これが恐らく取決めがあるんじゃないかなと思うんですが、そういった取決めによって恐らく定員の問題、それから通院の期限とか、制限とか、それから瑞穂市在住以外の園児の入園が可能かどうか。恐らく、先ほどお話の中で他の施設へ行っておりましたとおっしゃられましたから、今度は逆に瑞穂市以外の方が瑞穂市に入園をできるということは可能なのは当然なのかなとは思ったりしますが、そのことにつきましてちょっとお教えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 通園の定員、通園の期限等についてでございますが、利用定員は現在4名と考えております。通園の期限についてでございますが、この事業は家庭で保育を行うことができないときに病児・病後児保育施設において一時的に保育する事業ですので、原則1回の利用につきまして連続して7日以内としております。

また、瑞穂市在住以外の児童の受入れにつきましては、瑞穂市と利用に係る協定を締結した他自治体の方であれば利用可能となります。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 4名ということで今伺ったんですが、その状況によったら4名で済まないような気もするんですが、そういった臨機応変なことというのは、現実的に起こった場合、やれるんですかね。あくまでも定員4名だから、もう入れませんよということになってしまうのか、相手さんの病児・病後児の子供さんの状況では、断られても困ってしまうなというふうで保護者の方は当然思われるケースが多々発生することもあるんじゃないかなと思うんですが、そういったところというのはどうなんですかね。非常に部長さんとしても体験のないことではございますが、4名ということに限ってしまっただうなのかなとちょっと疑問に思うんですが、もし何かこのことにつきまして部長さんのほうで、いやこうなんだということが何かありましたら、ちょっと補足していただきたいなと思いますが。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 病児・病後児保育は、通常の保育園とは違いまして病気のときに預けられる保育園でございまして、例えばインフルエンザなどでしたら隔離室で保育する必要があります。ですので、4名という定員を設けておりますが、隔離室に入れた場合は、例えば3名までしか受け入れられないよとか、その受け入れる児童の方の病気の具合によって、隔離が必要になるのか、隔離が必要でないのかといういろいろケース・バイ・ケースがございしますので、その状況状況におきまして、その日の定員を決めるということになるかと思えます。

ので、最大で4名という意味合いで捉えていただければというふうに思います。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 最大で4名ということは、まだこれは最初のことでですからあれなんです、ちょっと不可思議さは感じるんですが。それと今、例としてインフルエンザ隔離室というのを出されましたが、仮にですよ、インフルエンザの場合だったら、事の重要性とか、重度であるかどうかであるかというのは非常に見極めが難しゅうございますが、とても4名で済むようなことではなかろうと思いますし、それと同時にインフルエンザというものが、こちらでの病児・病後児の保育として入っていいよということにした場合、すごく人数が多数になる可能性もなきにしもあらずだと思いますし、果たしてそこら辺で。

今、インフルエンザということ为例に出されたから、余計、不可思議さを持ってしまうんですが、現実的にインフルエンザが起こった場合、そしてインフルエンザでこの施設が使えるよというところが多く、保護者の皆様方に広がった場合、これはどのように対処されるのかなとちょっと疑問に思うんですが、本当にインフルエンザの場合も使っているのか、また逆にインフルエンザで使った場合に人数的に僕は何か無理が生じるような気がするんですが、もしそのことについて何かお考えがございましたら、お教えくださいませ。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） まずもって病児・病後児保育施設を整備するときに、1人当たりの建物の面積、部屋の面積も決まっております、受け入れる児童に対して保育士が何人、看護師が何人という基準がございますので、その基準に従いまして今回できますスマイルMIZUHO病児保育園は定員4名ということで今決めさせていただいております。ですので、病気のときに預ける保育園ということで、通常の保育園の定員とは明らかに低くなるというのは当然のことでございますので、また受け入れられる児童の病名もやっぱり違いますので、そのときそのときで受け入れられる児童を受け入れるということで、取りあえず定員は4名ということで事業者とは打合せをしておるところでございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 基準が、その形が4名になっているということであろうから、分かりました。今後の利用の具合によって、また考えなきゃいけないのかもしれないなと思います。そのときは、また質問なりさせていただこうと思いますが、あと例えば、一回ここを利用させてもらった児童の方がおられるとしますね。そしてまた、保育士の方がおられるとしますね。そしてまた、何か月後かにまたどうしても利用したいなということが生まれた場合、保護者の方に。その場合、複数回の利用ということは可能なのか、ちょっとそこら辺を教えてください。

ませ。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 利用の回数に制限はございません。また、先ほどの定員の話でございしますが、今回初めて実施する、創設する事業でございしますので、取りあえず事業者とは4名ということで打合せをしておりますが、今後、受入れ体制が整ってきた場合には5名とか6名とか増やしていこうねという話はしておりますので、その今後の状況を見てということになりますので補足をさせていただきます。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

今の言葉で、ありがたいなと思っている次第でございます。

それではその次、このさなかの医師、そして病院との連携とかそういったことはいかなるものでしょうか、お教えくださいませ。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） まず、医師との連携でございますが、もとす医師会を通して協力医の推薦をいただきました。当該病児保育事業者との間で業務協定を締結し、病児保育事業に対し、医療的な支援や助言をいただくこととなります。

他の保育所との連携につきましては、市で病児保育事業を創設したことについて、公立保育所等を通じ、保護者の方に周知をしていきたいというふうに思っております。児童のもしものときに備え、安心して子育てができる環境を整えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

こういった施設をつくっていただけると、多くの保護者の方々が喜ばれると思います。先ほど申しましたように、ウェルビーイング、みんなが本当に幸せを感じる、そういった施設になってくれるものだと思いますし、皆さんが心配な部分を担ってくれる、本当にそういった施設になってもらえるんじゃないかなと思います。ますます、定員4名でなしに、徐々に徐々にまた広げていっていただけて多くの保護者の方々が安心できるような、そういったような制度に育っていただけたらと思う次第でございます。

それでは、次、ちょっと質問のほうを変えさせていただきます。まずは第1の質問、病児・病後児保育事業について適切な御回答をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、2番目といたしまして、せんだって卒業式に伺いましたら、意外と外国籍の方と

思われる方、そして外国にルーツがあるんじゃないかなと思われる、そういった生徒さんが多数おられました。そしてまた一方、朝の見守りをやっていると、4月の時点には小さい小学校1年生、そういった子たちで、恐らく外国籍の子だな、また他国にルーツがある子だなと思う子たちが通学してくれます。ところが、2か月ぐらいすると、一部の方が何か姿を見なくなっているような気もしないではないんです。

そんな中、みんなで共存でやっていく、特にまた労働の方々として、またいろんな日本を支えてくれているの方々として、外国籍の方、また他国にルーツのある方々でもやってくれている方はいっぱいおられると思うんですが、その中で今の瑞穂市の人口増加についても、せんだつてもこれは執行部のほうから御説明いただいたんですが、今この状況からまた変わっているかもしれませんが、今、瑞穂市の人口増加について、瑞穂市の人口増加の中で日本人の人口増加は横ばいからやや減少になりつつあり、外国籍の方々の人口が増加している状況という今は状況ですと人口に対する説明がありました。ただ、今はまたここから状況が変わってきていて、日本人の方々の人口増加がまた横ばいから増加に転じているかもしれませんが、そのときはそのような説明がございました。

それで、いろいろそのときも思いましたが、瑞穂市と人口規模がよく似ている県内の市として美濃加茂市、そして可児市があります。人口の1割近くが外国籍の方々がおられると聞いております。果たしてその中で、瑞穂市において外国籍の方々、この方々の人数、全人口に占める割合、これは今どんな状況なのか、教えてくださいませ。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（佐藤雅人君） 令和8年1月末時点でお答えさせていただきますと、外国人の方は2,969人で、総人口が5万6,244人となっており、割合は5.3%となっております。

当市における外国人の人口は近年増加傾向にあり、それに合わせて総人口に占める割合も上がってきている状況にあります。以上であります。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

ということは、5%はもう超えておるということでございますね。的確な御回答、ありがとうございます。

それでは、その次に、外国籍の方々、そしてまた他国にルーツがあるであろう方々、その子供さんで市内の保育所、小学校、中学校に通っておられる人数というのはいかがなものでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 令和7年度の2月、この2月ですね。2月現在の人数ですが、まず保育所、幼稚園も含めて在籍している外国籍の幼児数は75名、小学校に在籍している外国籍の児童数は110名、中学校に在籍している外国籍の生徒数は58名となっております。

ちなみに、出身国別で見ると、多い国としてはフィリピン国籍が全部で134名と一番多いです。続いて中国籍が50名、ベトナム籍が26名、ブラジル籍が19名というような感じになっております。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 私が思っていたよりも、あれ人数、結構少ないなと感じたりはするんですが、それだけ子供さんの人数だと、こうなのかなとも思ったりするんですが。

それで、その方々の今度は言葉でございますが、ポルトガル語、それから中国語、それからフィリピンの場合、英語とフィリピン語ということになるそうなんです、このフィリピン語のほう、本来のフィリピンの言葉らしいんですが、そのフィリピン語、それからスペイン系の方々のスペイン語、それからベトナム語、それから本来英語、様々多様化しておりますが、市役所、そしてそれぞれの例えば出先機関、こういったところに来訪された方々に通訳とか、そういったいろんなところでその方々のお話しできる対応、どのようにしておられるか、ちょっと教えてくださいませ。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（佐藤雅人君） 外国語に対応するため、現在85言語に対応可能な自動音声翻訳機を備え付けておりますが、現状はその機器を使用することなく対応できております。と申しますのは、日本語の分からない外国人の方は窓口にお一人で見えることは少なく、日本語の分かる方、通訳の方を伴って見えるか、お一人で見えても自身のスマートフォンで日本語の分かる方との通話が可能となっているか、あるいは自身のスマートフォンに翻訳機能があり、それに対応されてみえますので、職員は現在大変助かっています。

ただ、現状に甘んじるのではなく、通訳の方がいなくても対応できるように常に心がけていかなきゃならないと考えるところです。以上であります。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 本当に今分かりやすい説明でありありがとうございます。

まさにそうですね。外国の方々がスーパーなんかで買物をしているときでも、やはり分かる方についてくるとかいうことも結構ありますし、それと同時にリーダー的存在の方々がいるみたいな感じも見受けられますので、まさに、今、部長がおっしゃられた、なるほどなと感じた次第でございます。

続きまして、小学校、中学校、ここにおいて日本語指導というのはどのようにしておられるのか、先生のまた配置ですね。

なお、小・中学校のクラス編制について、せんだってちょっと新聞を見ておりましたら、特別支援学級は、本来、知的障害、肢体不自由児、弱視などの子が対象であり、文科省の手引きでは、外国人の子に障害がないにもかかわらず、日本語指導が必要であることで特別支援学級や進級指導の対象にするのは不適切と新聞に書いてございましたが、そのようにまた明記もされておりましたが、今、瑞穂市ではどのような学級編制で日本語指導を行っておられますか、教えてください。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 増加します外国につながる児童・生徒の対応につきましては、担任のみで行うのではなく、日本語教室や初期日本語教室の設置、あるいは日本語指導員や外国人児童生徒支援員の配置など、市及び学校が連携して受入れ体制の整備を進めております。

教員の配置についてでございますが、県費と市費と合わせて、穂積小学校には2名、牛牧小学校には3名、穂積中学校には1名、穂積北中学校には1名の日本語指導教員を配置しています。これらの担当者を中心に、複数の教員が連携をしながら日本語指導に当たっています。

また、外国人適応指導員、この方は児童・生徒の母語を用いて支援する方ですが、その方については県費と市費と合わせて8名配置しておりまして、内訳はポルトガル語3名、タガログ語3名、中国語2名となっています。

それから、小・中学校における日本語指導が必要な児童・生徒の判断と特別な支援を必要とする児童・生徒の判断は、基準は全く異なっています。

日本語指導教室では、日本語の習得状況を6段階のJ S Lステージという評価指標があるんですが、それで評価しまして、そのステージに応じた指導を日本語指導者が個別の指導計画に基づいて行っています。

一方、特別支援学級に在籍する児童・生徒や通級指導教室を利用する児童・生徒については、児童の実態や発達検査、あるいは診断書などに基づく医師の見解、保護者の意向なども踏まえて、協議会や教育支援委員会で判定された児童・生徒が対象となります。

なお、特別支援学級に在籍が必要だというふうに判定されて特別支援学級に在籍している児童の中には、日本語指導が必要で日本語指導を受けている児童・生徒もいます。

いずれの場合も、児童・生徒一人一人の実態を的確に把握した上で適切な指導が行えるよう個別の指導計画を作成し、日本語指導を進めております。今後も、児童・生徒それぞれのニーズに応じた指導が提供できるよう計画的に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君）　せんだっての卒業式ではございませんが、卒業式だけ見ていると、本当に溶け込んでいるというか、クラスの中で呼ばれたもんですから、余計、溶け込んでいるなと思いましたが、今の教育長さんの説明のように、裏側では多々いろいろなことをしておられるんだなということを今知ることができました。さらに、これからもやはりそういったところを進めていっていただきたいと思う次第でございます。

それでは、ここで最後のちょっと質問といたしまして、外国籍の方々、その方々の瑞穂市民としての税金、そして健康保険料、このことにつきましてどのような現況なのか、お支払いの状況も含んで、また特別徴収なのかどうなのかも含んでちょっと教えていただけるとありがたいと思います。税金及び健康保険料についてでございます。

○議長（今木啓一郎君）　佐藤市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（佐藤雅人君）　日本人の方と外国人の方で税金の算出基準の違いはなく、全ての方が同じ算出基準で計算しております。したがって、外国籍だけの方の納付率を算出するというのは難しいため、御理解をいただきたいと思います。

ちなみにですけれども、全体といたしまして、令和8年1月末時点の市民税の現年課税の納付率は77.31%、固定資産税の現年課税の納付率は87.68%、国民健康保険の現年課税の納付率は68.81%となっており、ほぼ前年度並みとなっております。

徴収方法につきましては、それぞれの方で様々ですので、一概にどうこうと言えるものではないというふうに考えております。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君）　棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君）　今、パーセンテージを伺いましたが、現実的に日本人との比較というのはなかなかできないものですからあれですが、高い比率なのか、低い比率なのか、特に健康保険に関してもそうなんです。

ちょっと補足で教えてほしいんですが、健康保険の中身というのは何か変化があるんですね、外国人と日本人。すみません、ちょっと聞き方が。

○議長（今木啓一郎君）　佐藤市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（佐藤雅人君）　算出基準については何も大きな変化はありませんけれども、外国人の方の場合は、入国してみえますと、最初の年は、要は前年度の課税所得がありませんので、国民健康保険税としてはお安くなるというのはあると思いますけれども、算出基準については何もほかの日本人の方と同じ計算式でいきますので。今御紹介させていただきました納付率についても1月現在ですので、まだこの後、納期を控えているものもありますので、最終的には多分、今、1月ではほぼ前年並みですので、7年度の決算時にもほぼ前年の収納率は確保できるんじゃないかなというところが見込まれているところです。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） ということは、税金、それから納税の具合、それから健康保険税、こちらのほうにつきましても平等でやっていますよと、そしてそれなりに納付はしていただきますよというふうに理解させていただきます。

そんな中、これから外国の方々、せんだつての卒業式のときのように、外国の方々としっかりと手を携えられるところは手を携えながらやっていくべきなのかなと感じる次第でございます。

それでは、さらに3番目の質問のほうに移らせていただきます。

コロナの以降の葬式の仕方、それと同時に、せんだつて来のまさに統一教会の様々な取上げ方、それから以降、様々なところで変化が生まれてきております。宮じまいも何件か起こってきました。そして、墓じまいもたくさん出るようになりました。

そんな中、火葬場の利用の仕方、このことにつきましても、直葬（ちょくそう）とか、直葬（じきそう）とか、火葬葬、こういったものが多々生まれてまいりました。このことにつきましてどのような状況なのか、まず1年間の火葬場の人体及び犬、猫、動物の火葬数について教えてくださいませ。お願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（佐藤雅人君） この1月末の時点の件数となりますけれども、人体が404件、犬が83件、猫が186件、その他の動物は372件となっております。以上であります。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

続きまして、その料金についてでございますが、人体の場合の料金、そしてその中で直葬（じきそう）にされた場合、直葬（じきそう）、直葬（ちょくそう）、火葬葬ですね、3つ読み方が様々ありますが、直葬（じきそう）にされた場合の料金、それからあと犬、猫、動物、この火葬の料金、そしてまた動物の種類により料金は変化するのかなどうか、大きなわんちゃん、小さな小鳥、これは値段は一緒なのかなどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（佐藤雅人君） 人体の火葬炉使用料は、現在、12歳以上が6,000円、12歳未満が3,600円となっており、直葬（ちょくそう）、あるいは直葬（じきそう）されても同じ料金となります。

また、昨年9月議会で使用料の改定を議決いただきましたので、新年度からは12歳以上が

7,200円、12歳未満が4,300円に改定させていただきます。

動物の火葬炉使用料は現在一律3,240円となっており、動物の種類によって料金が変わることとはございません。こちらから新年度からは3,800円に改定をさせていただきます。以上であります。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

続きまして、今よく直葬（ちょくそう）、直葬（じきそう）火葬葬ですね、調べてみましたら東京都では、なかなか的確な資料がないそうでございますが、一応パーセンテージでいうと20%から30%と言われております。そして、地方ではどうかと言われますと、5%ぐらいじゃないかというデータがあるそうです。今、瑞穂市ではどんなような回数があるのか、教えていただけるとありがたいです。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（佐藤雅人君） 一般的にお亡くなりになられると、通夜、葬儀を経て火葬となりますが、直葬は、通夜、葬儀を行わず火葬をする葬儀の種類の一つと理解しております。しかし、明確な定義等があるわけではありませぬので、その判断は難しいものがあります。現状は、葬儀会社の葬儀プランの一つである直葬を利用しているのが直葬とされているのではないかと認識するところです。

市としましては、火葬を許可する際に通夜や葬儀の有無を知ることができる場合がありますけれども、通夜や葬儀が行われないから直葬と判断できるものでもないと考えますし、また火葬場では最期の御冥福を祈り、お坊さんが読経されることもありますけれども、これが直葬なのかどうかも判断しかねるところです。火葬件数に対してどの程度が直葬で行われているのかは把握しかねるところですので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 確かにそうですね、部長の言われるとおりですわね。この今のやり方が直葬（ちょくそう）なのか、直葬（じきそう）なのかとか、それはやっぱり分かりませんよね。告別式をやられたとか、やられてないとか、それは本当に難しいと思います。その判断は難しいですね。申込み自体も、火葬場を使いますというだけのことでですからね。確かにそうですね。だからこそ、直葬（ちょくそう）、直葬（じきそう）なのかもしれないなとは思いますが、分かりました。本当に愚問かもしれませんが、今お聞きして私自身、ああそうだなというふうで納得した次第でございます。

それで、さらにこの直葬（ちょくそう）、直葬（じきそう）とか火葬葬ですね、これのいろ

んなことを調べてみますと、それを執り行った後に御親族がほかの方から非難を受けている場合も多々あるとかということもお聞きするんですね。なぜそんなやり方をしたのか、もうちょっと私たちにも知らせてほしかったわとかという、そういったことも多々あるというふうなこともちょっと何う次第なんですけど、例えばこの直葬（ちよくそう）、直葬（じきそう）、火葬葬ですね、これが恐らく今の現況でいけば、火葬場の入って右側、あそこのところへ棺が運ばれて、そこで最期の別れをして、それから火葬にされるのかなと思うんですが、それがもう一つ例えばそこに集まった方々が座りながら最期の別れができるような、そういったスペースをつくってみるとか、ちょっとスペースに変化を持ってみるとか、もうちょっと最期のお別れの部屋、あそこに椅子とか、何かまた最期の別れのスペース、これをちょっと構造を変えてみるとか、そういったことというのは、これから直葬（じきそう）、直葬（ちよくそう）、火葬葬が増えた場合、構造をちょっと考えてみようとか、そういったことというのはお考えというのはあるかなかなか、教えてくださいませ。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（佐藤雅人君） 火葬場は、申請をいただいて許可を得て火葬となります。競合した場合は、原則受付順を優先順位としているのが現状です。

そして、現状は火葬時間から逆算して葬儀が執り行われていると認識しております。今後、火葬場で直葬が増加したとしても、火葬時間に合わせてその時間内で行っていただくことになると考えているところです。以上であります。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 確かに部長のおっしゃられるとおりだと思います。分かりました。世の中がさらにさらにまた今の直葬的な葬儀が増えていった場合は、何かまた考えていただけるといいのかなと思ったりはします。

それでは、最後の質問になりますが、先ほども火葬場の使用の状況を伺ったんですが、人体で404名の方々、日にち計算にしましたらかなりの状況ですね。365日で割っても割り切れない本当にかなり多くの方々が御利用なさっているという状態でございます。

この火葬場も長年の使用でございます。その中におきまして、建物自体もそうですし、炉の状況、そしてまたその周りのスペースの状況、そういったものをすべからく今後の修繕、そしてまたメンテナンス、それもまた何かなぶらなきやいけないのかもしれませんが、そんなところの計画、そういったことを何か考えておられるか。また、計画がありましたら、どんなような内容の計画ですと、そういったこともありましたら附帯してお教えいただけるとありがたいと思います。お願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（佐藤雅人君） 現在の火葬場は平成10年竣工で、築15年を過ぎた平成26年から毎年修繕を要するようになってきております。

平成27年度に長寿化を計画的に進めることを目的に火葬場維持管理計画を作成しました。その後、令和2年度に稼働状況による摩耗具合の点検結果を踏まえ、令和10年度までの計画を見直しておりますが、現在の財政状況では計画どおり予防的保全を行っていくことは難しく、緊急性を要するものに優先順位をつけて対応しているのが現状となっております。

火葬炉の耐用年数は20年とされており、修繕しながら長寿命化を図っておりますが、大規模な改修工事、あるいは建て替えも想定しながら維持管理に努めていかなければならないと考えているところです。以上であります。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 部長なりにお考えになられて、この今の火葬場の中でこの部分がちょっと心配やわというところはどうなんですか、どこか見当たる部分はございますか。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（佐藤雅人君） 火葬場全体も、建物自体も古くなっていますけれども、やはり火葬炉。今4基ありますけれども、毎年ここ数年、3件、4件と補修をしなければならぬ状況になっていますので、ただ現在の多分火葬場が瑞穂市では3代目の火葬場になっているんですけれども、火葬炉がいよいよ使えなくなるというときがいずれは来るといいますので、そのときには今の葬儀の形式がどういうのが多くなっているのか。さっき議員が言われたように、直葬が増えてきて、今のあそこの最期の御冥福によってお別れする告別式では狭いんじゃないか、いろんなその辺の状況を踏まえながら建て替えというのも考えなきゃいけないと思いますし、当面はだからとにかくまず火葬炉が壊れないように、4基順番にうまく使っていけるようにしていかなきゃならないというのが現状かと思っております。

〔15番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

今の部長のお話を聞いていて、やはり社会の変化、それと同時に火葬炉及びまた火葬場の経年の劣化、そういったものにつままして待ったなしでやらざるを得ない。それと同時に、炉を絶やすことはできないもんですから、これはしばらく使えませぬよというだけで済む話ではないもんですから、そのようなところを踏まえた上で部長が考えておられるというところは大きく安心した次第でございます。

それと同時に、話は1つ前に戻りますが、外国籍の方々、今、アメリカンファースト、そしてまたジャパンファーストといろいろ言われる中であって、ここまでも外国籍の方々が5.3%、

ここまで来ておられるということ自体は、みんなで本当に一緒になって守り立てていかないといけないと思いますので、外国籍の方々にも瑞穂市のことをしっかりとまた御理解いただき前へ進んでいく。それと同時に、また今回卒業していった人たちもしっかりと瑞穂市ということを考えながら卒業していったんじゃないかなと思いますので、そんな中、これからの外国籍の方々、どのように瑞穂市で活躍していただけるか、また考えていきたいなと思う次第でございます。

それと同時に、せんだって何かの成人式のときでしたか、恐らく他国にルーツがある方かなと思われるお名前の方もありました。こういった方々がどんどん瑞穂市の中核でいろんなことをやっていただける。このことは本当に私も喜ばしいことだし、やはりすばらしいことだなと思っている次第でございます。そんな中、瑞穂市の外国籍の方々、他国にルーツを持っている方々に対する教育がいいんじゃないかなと感じる次第でございますので、これからも進めていっていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、今日は病児・病後児保育事業について、そしてまた外国籍の方々の市民生活について、そしてまた火葬場、こちらについてということで3つの質問をさせていただきました。本当に的確なる御回答を各部長から頂戴いたしまして、ありがとうございました。

これにて棚橋敏明、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（今木啓一郎君） 15番 棚橋敏明君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時05分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番 若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 皆様、こんにちは。

議席番号17番、公明党の若井でございます。

ただいま今木議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

傍聴にお越しの皆様、またYouTube配信を御覧の皆様は心より感謝を申し上げます。

個人的になりますが、体のむくみを抑える薬を飲んでおりますので、非常に口が渇きます。話しづらく、議長のお許しをいただきまして、質問席には水を用意させていただきました。御了解よろしくお願いいたします。

明後日は、東日本大震災の発生から15年を迎えようとしています。私は発災の年8月、庄田議員をはじめ多くのメンバーさんと瑞穂市社会福祉協議会主催のボランティアの一員として、

本当に小さな支援でしたが、岩手県大槌町のほうへ行かせていただきました。今、改めて一日も早い復旧復興を願っております。

また、世界に目を向けますと、中東の情勢は日に日に悪化の方向へと向かっております。本当に平和の大切さを痛感いたします。文化、宗教、イデオロギー等の違いがあっても、平和への思いは断じて強くしていかなければなりません。この紛争・戦争が、ウクライナ情勢も含めて一日も早く収束することを強く願います。

さて、今回の私の質問は大きくは3点。最初に食育について。2点目は瑞穂市民大学について。この2点の質問を通して、3点目に、今年は森市長の2期目の集大成の年となり、近年市長が強く発信されるウェルビーイングについて、今議会の冒頭、所信表明より、森市長の考えられる瑞穂市民の幸福度について、より具体的にそのお考えを伺ってまいります。

以下は、質問席に移り質問をさせていただきます。

最初に、食育について質問をいたします。

子育ての経済的負担の軽減及び教育環境の充実を目的として、令和8年度より小学校の給食費の無償化が実施される方向。それに伴い、学校給食の現状を何点か確認をしてまいります。

最初に、当市の地産地消率はどれほどなのかを伺います。過去のデータがどこまで遡れるかわかりませんが、その数値は他市町と比較してどう評価されておられるのか伺ってまいります。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

学校給食における地産地消率につきましては、毎年11月の1週間を残量調査する際に、地場産物使用割合を集計しております。中学生の1人当たりで算出しており、令和5年度では47.26%、こちらのほうは市内産が15.64%、県内産が31.62%でございます。

令和6年度では53.12%、こちらのほうが市内産が6.75、県内産が46.37となっております。

令和7年度につきましては、39.54%、こちらのほうが市内産が10.45%、県内産が29.09%となっております。

令和7年度の地産地消率が落ちた要因といたしましては、物価高騰により安価な食材を選定したことが原因と考えております。

他市町との比較でございますが、地産地消率のデータが公表されておきませんので、比較することができませんが、文部科学省の令和6年度学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査によると、全国平均は56.4%、岐阜県では58%となっております。

地域によって地産地消できる食材がまちまちであることから、全国・岐阜県の率と比較するのは必ずしも適当かわかりませんが、平均に近い数字であると認識しております。

しかし、現在、少しでも地産地消を活用できるよう、瑞穂市産の野菜については、地産地消会議を年3回実施し、給食で活用できるよう計画的に栽培するため、おんさい広場出荷者協議

会会長、副会長、J Aぎふ、栄養教諭にて調整を行っているところでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 今、令和の5年、6、7というふうに数字をお聞きしました。他市町と比較のしようがないということでございました。かといって、全国平均も県平均も出ておりますので、そこに近づいていけるかどうかということの答えをいただいたというふうに思います。

この地産地消を行政がどのように考えておられるのかということ、この質問を通告した際にいろいろ調べてまいりますと、当市では地産地消の担当が給食センターというふうになっておりますが、環境経済部商工農政観光課の中の一部に学校給食支援事業に関することという窓口がございました。市外の方に瑞穂市の特産物と聞かれたら、多くの市民の方は富有柿と自信を持ってお答えをしていただけるとは思いますが、しかし、瑞穂市の地産地消という話になった場合、市の特産物は何なのか、富有柿、お米以外は何なのか、そしてそこを担当する部署は環境経済部の商工農政課と思いますが、この部には、先ほどお話ししたように、学校給食支援に関することとしかなく、当市の地産地消の考え方は学校給食のみの考えで、地産地消に対してはかなり後ろ向きの考えなのかというふうに思っています。

今回は食育についてを聞いておりますので、今後の瑞穂市の特産物については何かお考えがあれば次回伺っていこうと思いますが、今、教育委員会事務局長が言われたように、瑞穂市の野菜を使っておるということでございましたが、やはり何なのかということを私はぴんと正直言ってこないのが現状でございましたので、また今後伺っていきたいというふうに思います。

次の質問でございますが、当市の学校給食における残食率について伺います。これも同様に調べていただけるのであれば、過去のデータとその評価について、さらにその数値の低下へはどのような対策をされておられるのか、伺ってまいります。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

残食率につきましては、令和5年度は小学校全体では主食は7.1%、牛乳は5.3%、主菜が3.6%、副菜5.6%、汁物7.3%となっており、中学校全体では主食は7.8%、牛乳は4.3%、主菜2.3%、副菜が4.7%、汁物5.9%となっております。

また、令和6年度は、小学校全体では主食は7.8%、牛乳が6.8%、主菜5.5%、副菜7.7%、汁物8.6%でございます。中学校全体では、主食は4.9%、牛乳4.1%、主菜1.7%、副菜3.7%、汁物3.8%でございます。

最後に、令和7年度では、小学校全体では主食は8.2%、牛乳は7.7%、主菜4.9%、副菜11%、汁物10.9%でございます。中学校全体では、主食が6.6%、牛乳が7.5%、主菜3.1%、

副菜7.3%、汁物6.1%でございます。

令和7年度につきましては、調査時期がインフルエンザによる学級閉鎖が重なっており、残量が増えているのではないかと考えております。

また、残食は苦手な食材や食への関心の低下が原因と考えられますので、食育の日には給食時間に食育指導を放送し、作り手の話や地産地消についてのことを学び、残食を減らすよう啓発していきたいと考えております。食の楽しさと大切さを狙いとした食育は、子供たちが自分の食生活について給食を通して考え、食べていけることを願っているところでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 教育委員会事務局長に数字がずっと早かったものですから、この数値の流れというか、評価をどのように考えておられるのか、評価というか、推移ですね。ようになっておるのか、悪なっておるのか、ちょっと今聞き取れなかったものですから、そこを確認したいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

令和5年度から、さほどパーセントに変わりはございませんが、やはり残食については多いと感じております。そのような中で、先ほど答弁させていただいたとおり、啓発等を行って少なくしていきたいと考えておるところでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 残食率に関しては、多いと感じておられるということをお聞きしました。

次に、残渣率について同じようにお聞きしてまいりたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

学校給食における残渣率につきましては、現時点で統一的な数値データとしての把握は行っておりません。しかしながら、食品ロス削減の観点からも、残渣の状況を適切に把握することは重要であると考えております。

今後につきましては、残食料の記録方法を整理・統一し、定期的に数値として把握・分析する体制の整備を検討していきたいと考えております。また、把握したデータを基に、献立の改善や配膳方法の工夫等につなげ、残渣率の低減に努めていければと考えております。

なお、現場では、野菜は有効な可食部分を使うように選別・洗浄し、無駄のないよう調理を行っておるところでございます。また、調理した給食は適切に配膳し、廃棄することがないよ

う心がけ、日々努めておりますことを加え、答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） この残渣率については、取っておられないということでございました。調べてみますと、一般的には残渣率5%と推定されるというような数値も出ておりますので、御参考にしていただければというふうに思います。

次に、朝食率について伺います。当然、朝、朝食をとって学校に来られるか、来られないか、児童さん、生徒さんには午前中の授業には大きな影響するのではないかなというふうに考えるわけでございますが、数値の朝食率について伺います。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

朝食率につきましては、市内の一部の学校でアンケートを実施しており、令和6年度では小学校で93%、中学校では81.5%でございます。

令和7年度では、小学生が94.4%、中学生では83.3%となっております。

子供たちにとって、朝食をとると集中しやすくなる、体を動かすためのエネルギーになる丈夫な体づくりなどの理由があると考え、少しでも朝食に関心を持ってもらうため、毎月の給食献立表には朝御飯のレシピを掲載し、啓発を行っておるところでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 今、朝食の大切さというのを答弁、確認させていただきましたし、思ったよりというのは、ちょっと私の個人的な考え方ですけど、多いほうではなかったかなというふうに思います。

何度も言いますが、学校給食の前に朝食をとっておられるのか、おられないのかということは、非常に家庭の事情もあろうかと思いますが、大切なことを確認していただいておりますことを確認させていただきました。

次に、給食費の未回収率についても伺ってまいります。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

給食費の未納についてお答えさせていただきます。

令和8年2月末現在において、令和3年度分より令和5年度分の3年分に未納がございます。

令和3年度は、調定額で2億7,536万7,230円に対し、納付額が2億7,533万6,470円であり、未納額は3万760円でございます。徴収率は99.99%でございます。

令和4年度は、同じく未納額が1万6,880円で、徴収率は99.99%でございます。

令和5年度は、未納額が5万1,130円で徴収率は99.93%となっております。

未納額の合計につきましては、9万8,770円となっており、令和6年度につきましては未納額はございません。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） この未納に関しては、非常に高い、ないということで、よく徴収していただいておりますし、また保護者様にも給食のことを御理解していただいて、大切だということでお支払いいただいておりますということ安心しました。

ちょっと確認したいんですけど、このたびの給食費の無償化で、学校給食における保護者さんの負担というのは一切なくなるのかどうなのか、ここを確認したいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

令和8年度からということでお答えさせていただきますが、小学校の給食費につきましては、保護者の負担はゼロとなります。こちらのほうは国のほうの施策ということで行っております。

また、中学校の給食費につきましては、引き続き物価高騰分等のプラスアルファの支援は市のほうでさせていただきますが、4分の1させていただいて、4分の3は中学生の保護者の負担となっております。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 要は、本当に給食費の無償化というのは、この瑞穂市議会においても多くの方が唱えておられましたし、市長もいつも財源があれば最優先で考えていきたいということをおっしゃっていただきました。今回、国の予算がつきまして、食育ということをお聞きしておりますけれども、やはり給食費が無償化になるからといって、今お聞きしたようなことが、後でもお話ししますが、ただならぬじゃないのかというような発想になっていかないように確認をさせていただいたということをお聞きしたいと思っております。

次に、令和7年の第3回定例市議会の一般質問で、私は学校給食の牛乳の廃棄処分について伺いました。令和8年度、廃棄処分の減量化に向けて、現段階で何か具体的な対応策はお考えか、お聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

廃棄処分の減量化につきましては、少しでも食材ロスを減らすために、学級閉鎖の場合は学校より連絡があり次第、速やかに牛乳の発注数を変更し、対応しているところでございます。

しかしながら、風邪等の体調不良により欠席する児童・生徒の牛乳を当日取りやめることが

できなく、非常に苦慮しております。

現在、幼稚園では、当日必要な分のみ園の冷蔵庫から出すことにし、その日の冷蔵庫に残ったものは翌日の職員の牛乳に回し、その日の牛乳の発注を減らす試みをしております。少しでも牛乳の廃棄処分を行わないよう対策しているところでございます。

令和8年度につきましては、国の小学校における給食無償化、中学校においても物価高騰による市からの一部支援などの施策の説明、また、食育の推進として、給食の時間を活用した食に関する指導や生産者との交流、調理員によるメッセージ発信などを通じ、食への理解と感謝の心を育み、残食の減少につなげていきたいと考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 一生懸命取り組んでいただいておりますことを伺ったんですが、これは本当に令和8年度の大切な予算議会におきまして、執行部におかれましては、各事業の財源の確保には大変御苦労されておることだというふうに思います。その中で、昨年度お聞きしたときに、牛乳の廃棄処分は年間500万円かかっているというふうなお話を、数字をいただきましたので、今まで御苦労いただいておりますを併せて、より真剣な知恵を絞っていただきたいということをお願いをして、次の質問に移らせていただきます。

このテーマの最後の質問でございますが、食育についてのテーマでお聞きをしておりますが、当市の子育て政策に関して、その成果について総括的にどのような評価をされておるのかを伺いたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼いたします。

瑞穂市第三次健康増進計画の中で、健康づくりを推進するため8つの推進項目を定め、健康づくり施策の展開を図っております。栄養・食生活もその中の項目で、食育の推進についても課題として取り組んでおります。

子供のときから望ましい食生活を定着させ、健康的な生活習慣を確立することができるよう、母子保健事業や学校給食など様々な機会を通じて食育に関する啓発を行っております。母子保健事業では、乳幼児健診を通じて管理栄養士から食事の大切さや食事の質、内容、適正量など情報を提供しております。

今年度には、次期計画の策定のため、アンケート調査を行っております。そのアンケートの評価を行い、生涯にわたる食生活の基礎となる子供への食育を次期計画にも盛り込み、食育の推進に努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 大切なテーマなんですけど、やはり経済だけのことではなくて、やはり食べることの大切さをいろいろな角度から、教育委員会とか福祉部のみならず、しっかり執行部の皆様には大きなテーマであるということを御理解いただいて進めていただきたいと思います。

3月3日の新聞に県内選挙人名簿登録者数の記事が出ておりました。3月2日現在として、瑞穂市はマイナス14人ということでした。県内で増えたのは、美濃加茂市が12名、岐南町14名、笠松町、北方町が5名という、選挙人名簿が増えたのが4自治体でございました。

私は、今まで国自体が人口減少の一途をたどる中で、どの自治体の方に話をしても、人口増をしているというだけで瑞穂市は羨ましいというふうに言われてきましたが、人口増の常連であった当市もいよいよ人口減少の波が近づいてきたと強く感じました。

3月3日、その日は産業建設委員会の日でもありましたし、森市長の御挨拶の中でもそのことに触れておられました。危機感を感じておられたということでございます。なので、今回の給食費の無償化に伴い、子育て世代への方へのさらなる手厚い事業に対して、従来の政策を施してなお人口の減少に向かうのであれば、当市の子育て政策について総括の必要性があると思いましたので、この質問をお聞きしました。

今回、食育についての質問ですが、教育環境の充実を目的としてとありました。実は、新聞の記事でございましたけど、食品ロスの調査支援という記事でございましたが、時間がないので御紹介しませんが、政府は2000年度に約433万トンだった家庭系の食品ロスを30年度までに半減をする目標を掲げており、達成にはさらに約17万トンの削減が必要。環境省が24年度に市区町村に行ったアンケートでは、家庭系の食品ロス量の調査を実施していない団体が9割近くに上っていたという記事でございました。

要は、この食育というのは学校給食のみならずで、やはりよくよく考えれば、家庭でいろいろな御事情がありますけれども、どんどんどんどん家庭で食品ロスをされておられる中で、食の大切さということを学校だけで教えても非常に難しい。やはり日常生活をする上で、食事の大切さ、食料の大切さということをお子様たちが学んでいただこうと思うと、今ほとんどの自治体で家庭での食品ロスなんてことが調査をされておられないので、私はこのことに注視して、しっかり国のほうにもこのことを訴えていきたいなというふうに思いました。

いずれにしても、今質問をさせていただいた部分においては、瑞穂市の子育て政策、さらに食育については私なりに満足をしていただいているような施策を打っていただいているというふうに理解をさせていただきました。と言いながら、さらに最良の政策を期待していきたいというふうに思います。

次に、2番目ですが、瑞穂市民大学校について伺います。

瑞穂市民大学校健幸学部の講義の充実について伺います。本議会において、これまで高齢者

向けとしていた受講者の年齢制限を撤廃し、市民の誰もが受講できる瑞穂市民大学を創設する、生涯にわたって市民が充実した学びや体験ができる機会を提供し、ウェルビーイングとなるような講義の充実を図るとあります。年齢制限の撤廃とは、どの世代までが対象になるのかをまずもって伺います。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 今回の年齢制限の見直しは、現在の瑞穂大学健幸学部の受講対象者がおおむね60歳以上の市民となっているところを、新たに創設する瑞穂市民大学においては、成人18歳以上の市民に変更するものです。

年齢制限の撤廃というよりは、受講対象者の年齢を拡充するということになります。よって、来年度からの瑞穂市民大学健幸学部は、成人以上の市民の方であれば、どなたでも受講していただくことが可能となります。来年度は試行的に成人以上の市民に変更しますが、今後、他市町の取組を参考にしながら、さらに検討していきたいと考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 今、教育長がおっしゃいました世代が18歳以上というよりも、広く対象になる方ということでございました。

要は、世代によって講義の内容に大きな幅が増えるというふうに私は予想するわけでございますが、その点はどうか。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 若井議員御指摘のとおり、来年度から受講者の年齢幅が広がることにより、受講者の中で受講したい講義内容に今以上に開きが生まれてくることは十分に考えられます。現在、瑞穂大学は高齢者を対象としているため、現状の講座メニューは高齢者向けの内容に特化しており、また開催日時も平日の午後からとなっております。

今後は、若年層の受講者獲得に向けて講座内容等の見直しをしていく必要がありますが、瑞穂大学が長きにわたって多くの高齢者の方に親しまれてきた歴史のある市民大学である点を鑑みて、改名後、急に講座内容を大きく変えてしまうようなことは避けたいと思っております。

まずは、現状の高齢者向けの講座を軸に展開していく中で、そこに若年層の受講者を取り込んでいく方法を模索していくことで、数年をかけて段階的に見直しを図っていききたいと考えております。

これまで瑞穂大学が築いてきた歴史を大切にしながら、これからの世代につないでいくとともに、高齢者の皆様方にも新たな発見、出会いにつながるようなものにしていききたいと考えております。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 次の質問で、今、教育長がおっしゃったような市民のニーズによって講義の内容が大幅に増えるのかというふうに質問をさせていただこうと思いましたが、多分そのような答えだったかなというふうに思いますけれども、お答えを用意しておられれば、同ような質問になりますけれども、お答えいただければと思います。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 従来の高齢者対象の受講者に加えて、若年層の受講者を招き入れることによって、従来とは違った多種多様なニーズが出てくることが予想されますが、講座の分野等が何か一方に偏ることがないように、誰もが楽しめる講座となるよう、受講者のニーズを大切にしながら見直しを図っていければと考えております。

また、開催日時についても、若年層の方にも参加しやすくするために、平日ではなく休日に公開講座のような形で開催することも検討したいと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） そうですね。今、大人になって何か学ぶということが非常に少ないのではないかなと。私も今、議員をさせていただいて18年になりますけど、議員研修だとか、いろいろ視察だとか行かせていただいて、市民の方の代表という思いで行っておりますけど、そういうのがなかったら本当に普段学んでおるのかなという非常に疑問があるわけでございますけど、ただ、今おっしゃった年齢制限を撤廃されるということになると、やはり教育長が言われた講義、また講演のテーマが市民の求めるものになっていくのかどうなのか。

今は従来のテーマをベースにしながらというお話だったんですけど、例えば市民の方が求められるようなテーマなどを募集をしていかれるのかどうなのか。でなければ、例えば一方的な内容になってしまうのではないかなというイメージがあるわけでございますけど、さらにその上で、そもそも論になるかと思いますが、市が何かやっておるからそこに参加しておるよという受け身のような部分であれば、本当に参加しておることだけで終わってしまうような内容ではもったいないのかなということも含めて、今後、講演・講義のテーマをどのように形で内容を作成していかれるのかを伺ってまいります。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 現在の瑞穂大学におきましても、毎年度、受講者に対してアンケート調査を実施しております。そのアンケートの中には、今後受講してみたい講座の分野とか具体名を上げる項目を設けており、教育委員会でその集計結果を分析し、次年度以降の講座の内容に反映するという手法を取っております。

これにより、瑞穂大学は常に受講者のニーズや時代の潮流に合った内容にアップグレードさ

れておりますので、これまで多くの受講者から長きにわたり親しまれている講座になっているのではないかと考えます。

次年度以降も受講者対象の年齢を拡充することになりますが、こういったアンケートの手法で市民大学に改名してからも継続して行うということでニーズをつかんでいきたいと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 今もう既に、テーマを市民の方から求めておられるということをお聞きしました。

以前もお話ししましたが、66歳になりまして、60歳になったときに地元の老人クラブの方から60やから老人クラブに入ってくれということで入りましたけれども、若原議員と一緒に地域におりますけど、老人クラブの青年部やとか言いながらやっていますけれども、この市民大学に入っていなかったんで、どのように開催されておられるかを存じ上げていなかったんで、今お聞きしたわけでございますけど、やはり市民の方が、この学校に参加される方がテーマを求めておられての講演だということを聞いて、私も早く大学に入りたいなと、高卒やもんですから特に思いました。ありがとうございます。

次の質問、最後になりますが、この今の食育についてと、また今、市民大学校の考え方を伺って、本当に最初にお話ししたように、市長がいつも最近力を入れてお話をされるウェルビーイングについてをお聞きしてまいります。この本議会の市長の所信表明の中で、市長は今年の年頭、職員に今年の漢字1字を確かという「確」とされ、職員一丸となって市民一人一人のウェルビーイングの向上を目指す訓示をされたとお話をされました。

そして、この議会で、その本質はシビックプライドの醸成であるとお考えを示されました。その市長の熱い思いを職員の皆さんがどのように受け止めて、どう感じておられるのか、どう感じて今年1年をスタートされたのかを伺ってまいりたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 森市長。

○市長（森 和之君） 若井議員のウェルビーイングの御質問にお答えをさせていただきたいということを思います。

本議会の所信表明でも、現下の日本は、物価高騰や金利上昇で不透明な、先行きが見通せないような不確かな時代だからこそ、私たち瑞穂市の行政が今年の漢字1字を書くということで、確実にいろんな事業を進めていかなければならないということ。その先には、私たちの目標であるウェルビーイングの向上を目指していくという旨を、仕事始め式で訓示をいたしました。

私たち行政は確実に進めていくということは、事業を、ここにいる部長級、また全職員もやっていかなければならないということで、その職員の受け止めについての御質問になりますので、本当は私がお答えするより、誰かこの中の部長級のメンバーにお答えをしてもらったほう

がいいのではないかなということを思いました。

例えば、会計管理者なども確実に期日までに1円も間違えることなく支払わなければならないというような、毎日毎日が確実にやっていかなければならないということだと思います。

その中で実はお伝えしたいのが、先週の土曜日、3月7日に市の保育士の研修会がありました。その研修会には120名ぐらいの保育士が研修をするということで、年3回行っています。

その研修の中で、研修会の会長である別府保育所の所長の挨拶の中で、市長は仕事始め式のときに、不確かな時代であるからこそ確実にというような話をされた。私たち保育士も、子供たちの成長に一致団結して身になるように結びつけていかなければならないということ、その挨拶の中で話してくれた。私はとても驚きましたし、特に打合せをしたわけでもなく、そのような挨拶が出てきたということで、伝わっているのかな、特に保育士には伝わるのはなかなか難しいということは思っていましたので、伝わっていくことの機会になったということで、今御説明をさせていただきましたが、やはりどれだけ明確に、職員も市民の皆さんも同様ですが、今後とも説明をして、このような形で周知をしていくということが必要でないかということでお答えとさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 今日の最初の庄田議員も、2番目の棚橋議員も、ウェルビーイング、ウェルビーイングというふうにおっしゃっていました。私はすごいなと、もう自分のものとしておられるなという。

私は、この質問でウェルビーイングって何ですかみたいなことを聞こうとして。ただ、市民の方にいろいろお聞きしていると、これは市長の、今日こういう形で一般質問の場をお借りして、市長の考えがやはり当然行政部に伝わっていくわけでございますので、そのウェルビーイングって何、その本質はシビックプライドの醸成やという、何か自分では正直言って分かりづらいところから入りましたけど、それでも先ほどの話じゃないですけども、自分なりに勉強して、どういうことを市長が言っておられるのかなということを思ったわけですが、今、保育所の会長さん、保育士さんの会長さんのお話を伺った上でですけども、このウェルビーイングは一人一人が異なるものではないかなというふうに私は思うわけです。

その上で、行政の役割としてどのようなことが必要であるというふうに市長は考えておられるのか、より具体的にお話を伺いたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 森市長。

○市長（森 和之君） ウェルビーイングとは、議員、今おっしゃられましたけど、それぞれ一人一人の価値観が違うということを思います。その中で、ウェルビーイングというのは身体的や精神的、社会的に良好な状態である。しかし、その感じ方や受け取り方は、価値観は、それ

ぞれ市民のお一人お一人について異なるということを思います。

私たち行政の役割は、日々の生活の中で安心や充実を感じられる、暮らしの満足感を高めていくということが、このウェルビーイングの向上だと考えております。それは、私たち行政が満足感や何に幸せを感じるかというようなことを、一律に定めていくものでもないということも思っています。私たちの行政の役割は、市民それぞれが自ら幸せを実感できるような場面や環境を提供する、つくり上げていくということだと思っております。

その取組には、特定の個人に限ったものではなく、公平性や公益性を担保して、なるべく市民全体にわたるような事業や施策を進めていくことで、市民全体が納得されるような、そんな事業をしていくということが重要であるということを考えています。このような考え方は、現在、国の主導で全国各地の自治体で地域の幸福度や心豊かな暮らしといったようなことで進められています。

私が特にこのウェルビーイングに着目したのは、2023年、令和5年の10月に健幸都市ウェルビーイングみずほとして地方行政に寄稿したときが出発になります。

また、今、瑞穂市が実施している事業への満足感や市民の皆さんの御意見や御提案というのは、市役所の穂積庁舎や巢南庁舎に提案箱を置いておりますので、その提案箱も実は幸せの黄色いポストとして、市民の皆さんからいろんな御提案や、こんなイベントがあつてとても楽しかった、よかったというようなことから、このように道路が直してもらってよかったとか、この道はこうしてもらいたいというような、そんな今の提案箱に入っていることも含めて進めていきたいということを思っています。

また、ホームページからもどんどんそのようなことの御提案をいただけるようにしていきたいということを思っています。さらにその先には個別調査なども行い、市民の皆さんにある程度の期間を通じて満足感や幸福感などがどのように伝わっているのか、把握されているのかというのも、その指標として調べていかなければならないということだと思っております。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 同じような質問を項目で書いてしまったかなというふうに思うわけですが、先ほども話をしましたそのウェルビーイングの本質、市長がおっしゃったシビックプライドの醸成であるという話をされたときに、私なりにネット検索なんかをすると、シビックプライドというのは、地域や自治体に対する住民の誇りや愛着、そして地域社会に貢献する意識を示す言葉であるというふうにありました。

もう一度、この点も含めて市長に具体的にお話を伺ってまいりたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 森市長。

○市長（森 和之君） 先ほど御質問をいただいておりますウェルビーイングの本質は、シビッ

クプライドの醸成にあるということで、これがなかなか結びつかないというのが若井議員の中でも考えておられるということだと思います。

先ほど申しあげましたウェルビーイングの向上とは、日々の日常生活の中で安心や充実を感じる、暮らしの満足度を高めていくということで、それをまた市民の皆さんからどのようなことでそういうことが感じられたのかということ、幸せの黄色いポストとして御意見をいただくというようなお答えをしております。

では、どうして暮らしの満足度を私たち行政は高めていかなければならないという、その目的はと申し上げますと、瑞穂市に愛着を持ってもらうこと。瑞穂市に愛着を持ってもらうから、市民の皆さんへの満足度を高めていきたいということを私は考えています。

私は暮らしの満足度を高めると同時に、もう一つ、瑞穂市の歴史や成り立ちを市のほうから発信したり、私が説明することで、より瑞穂市民の方々がその瑞穂市に愛着を持ってもらえる。これは市民の皆さんだけではなく、市の職員、保育士、さらには学校の先生にも瑞穂市の歴史を知ってもらったり、成り立ちを知ってもらって、そして今現在瑞穂市が進めている事業を知ってもらうことで、この瑞穂市の愛着や誇りが持てるという土台に私はなるということを考えています。

その一例として、私は瑞穂学というパワーポイントを作成をして、事ある機会に分かりやすく瑞穂市の成り立ちや歴史をお話をしています。

例えば、美江寺はお寺なのか、神社なのか、観音様なのかというようなことや、十七条城と春日の局の関係とか、富有柿の富有というのはどこから来て、どのような名前がついたのかというようなこと。さらには、もしも今でも残っていたら、伊勢神宮とかいろんなものが瑞穂市にはあります。

そのような分かりやすく歴史を皆さん方に説明することによって、瑞穂市の歴史や歩みを説明しながら、そして今現在、瑞穂市が進めている駅前の開発であったり、国道21号線の開発や、さらには岐阜・巣南・大野線などのこれからのまちづくりについて説明をするということで、それぞれの市民の方、職員もそうですが、理解は深まり、共感が生まれ、そしてその積み重ねが瑞穂市の市民の皆さんが、瑞穂市はいいまちなんだ、暮らしやすいまちに私たちは住んでいるということを実感してもらう。そして、それが瑞穂市のために何か行動をしていきたいということにつながっていく。

ですから、ウェルビーイングの本質はシビックプライドの醸成ということにつながっていくということで御理解をしていただけたらということを思って、今日ちょっと力が入ってしまいましたが、御説明をさせていただきました。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 私は、ある意味、一番力を入れていただいてよかったなというふうに思うのは、分からないことを分からないまま、言葉だけが一人歩きするのは非常に危険というよりも、本当に何かふわふわしたような形で行くよりは、こういう場をお借りして、私自身も分かりづらいことを市長のお考えをというふうに思ったから今回質問させていただきましたが、よくよく考えたら、どんな事業でもそうなのではないかなというふうに思います。

この議員さんの中にも、また今日傍聴でお越しの方の中にも、防災士の方がおられます。私も議員にさせていただく前の18年以上前にもう防災士というのを取得しましたが、その自分自身の本質は何だったのかというと、やはり何か知識を覚えて、地域のために役に立ちたいというような思いであったかというふうに思います。

冒頭お話ししたように、ウェルビーイングというのは、人によって異なるものであるので、個人からすると幸福度というのは環境によって大きく考えが違うのではないかなというふうに思います。

例えば、今お話ししたような防災の観点から物事を考えた場合、有事の際には自分の命は自分で守るという自助の大切さが昨今少しずつ浸透してまいったと思います。何でもかんでも行政がやってくれるというのではなく、自分のことは自分でやる。個人や家庭の有事の際に備えて、今、市民の方も備蓄品等の備えが大切だという意識が高まってきたことも、市民感覚の向上ではないのかなというふうに思います。その上で、行政の役割は市民に対して公的な環境の整備であると常に思っております。

市長、熱く語っていただいたということで、もうないのなら、自分で締めてはいかんですけれども、今日の新聞の中で、アメリカのある研究によると、毎日数分だけでも何かに感謝する時間をつくった人は、何もしなかった人に比べて幸福度が高くなることが分かった。さらに、他人への優しさが増し、睡眠の質も向上するなど、心身両面でよい影響をもたらすという結果があったそうです。さらには、感謝があれば歓喜が湧く、歓喜があれば勇気も出る。人に報いようという気持ちにもなる。反対に感謝がなければ、人が自分のために何かをしてくれて当たり前だという、当たり前、あって当然、その対極がありがとう、あることが難しい。感謝で今日も1日充実して歩こうという記事がございました。

やはり給食費が無償になるか、なったからどうなのか。でも、食育が大事だよね、食べることが大事だよねということが、しっかり裏づけするようなことがなければいけないと思いますし、また、市民大学校もそうだと思います。市がいろいろなテーマを絞って講演してくれることに対して、やはり元気でそこに参加をされることがたくさんおられれば、高齢者の方と言わず、市民の方がそこに求めてくることも、今、市長がおっしゃったような満足度ではないかなというふうに、幸福度ではないかなというふうに思います。

そんな中で、3月7日の新聞で、この瑞穂市が「動くこども110番」という記事が出ており

ました。本当に、記事は切り抜いてきましたけど、こんな中で商工会の河野会長が、将来を背負う子供を守るのは大人の責務であると言われたときに、非常にやはり感動しましたし、うれしく思いました。要はこういうことではないかなと。今、多分これから、私もですけど、市会議員の皆さんが一般質問という形で行政の取り組んでおられることを市民の方につまびらかにしていられることの全てがやはり瑞穂市民の方の満足度、ウェルビーイングに対しての思いに対して市行政がどうあるのかなというふうに感じた次第でございました。

そんな中で、今の動くこども110番なんかの発想も、非常にやはり地域の皆さんと一緒にあって地域の子供を育てるということも非常に大切ではないかなというふうに思いました。

そんなことを、締めさせていただくわけですが、市長、全部言って、この質問の中でお話をされたということであればいいですけども、何か言い残したことがあればお話を伺って終わりたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 森市長。

○市長（森 和之君） 御質問ありがとうございます。

まず、学校給食について少しだけお話をさせていただきたいということで、私はこの4月に小学校の給食が無償になる。瑞穂市の中学校でも、市の財源がこの子供たちの給食に入るということで、この4月というのが一つのポイントではないかなということを思っています。

先ほど食品ロスの御質問も、12月にも若井議員から質問がされまして、この機会に子供たちに教えなければいけない機会がないのではないかなというぐらいに思っています。どうして国のほうから、市のほうから、自分の食べるものが無償になるということを、皆さんもそうですが、子供たちに中学校へ行ったときにお話をしたことがあるんですけど、4月から子供たちの小学校の給食が無償になり、中学校は一部補助するということで、皆さんはおながすいたらコンビニへ行ってお金を払って食べ物を買うでしょうという話をして、しかし、これから学校へ行くときには小学校は無償になるというお話をしたときに、皆さんの成長を国や市が支援するという、それを子供たちには教えていかなければならない。

だからこそ、学校給食は楽しく食べる喫食授業の一つにしていかなければならないということで、先ほども教育委員会の事務局長のほうから、そんな楽しく食べて、残さずに全て食べる。しかし、それは嫌いなものを食べるとか、嫌々食べるとか、そういうことではなくて、楽しみながら食べることが、これからの学校給食では必要ではないかということを思います。

今までできなかった、小学校は保護者の皆さんからお金を取って給食を提供していたというようなことで、これからの小学校では不登校の対策にも一つ学校給食が活用できるのではないかなということを思います。無償だからということで、今、不登校で休んでいる子供たちに給食を食べに来てください、学校に、おいしいよというようなことを伝えることも、不登校の対策のこれからは一つになっていくということも思っています。

また、先ほどの防災に関する視点のウェルビーイングというのは、私たちが、やはり行政がいろんな安心できる暮らせる環境を整えるということで、自助のように自ら備蓄を行って、家族や地域が支え合う行動を取っていくということも、私はウェルビーイングの一つだということをおっしゃっております。行政が環境を整え、市民が主体的に自助を行うような行動こそがその両輪がそろって初めてウェルビーイングの達成になる、向上につながっていくということをお答えをして、答弁とさせていただきます。

〔17番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 若井千尋君。

○17番（若井千尋君） 終わります。

○議長（今木啓一郎君） 17番 若井千尋君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時30分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 関谷英樹君の発言を許します。

関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） 議席番号4番 関谷英樹です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。

傍聴にお越しいただいた皆様、議場まで足を運んでいただきまして、誠にありがとうございます。

本日午前中、若井議員からもお話がありましたけれども、あさって3月11日で東日本大震災から15年がたちます。この15年という年月、捉え方は人それぞれ違うかと思いますが、私は率直に、もうあの日から15年がたつのかという思いです。私自身、あの日を境に自分の人生の考え方や生き方が大きく変わりましたし、震災の記憶を一生忘れることなく、そして風化させてはならないという強い思いを抱いております。

改めて、震災で犠牲になられた方々には哀悼の意を表しますとともに、震災地の皆様の御健康と御多幸を今後もお祈り申し上げます。

それでは、私は本日4点質問させていただきます。

1つ目がRSウイルス母子免疫ワクチンの接種について。2つ目が瑞穂市都市計画マスタープランの改定案について。3つ目が、かきりんによる市の魅力発信について。4つ目が昨年市内で発生しました農産物の盗難被害についてになります。

それでは、質問席にて質問させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、1つ目の質問ですね。RSウイルス母子免疫ワクチンの接種について質問させていただきます。

このワクチン接種事業は令和8年度予算に計上されておりますが、このワクチンのこと、そして接種が定期接種化されたことをより多くの市民の皆様に周知したいという思いもありまして、この議場の場で質問をさせていただきます。

まず1つ目です。RSウイルス感染症は、RSウイルスの感染による急性の呼吸器感染症で、乳幼児に多い感染症です。RSウイルスは年齢を問わず何度も感染を繰り返しますが、初回感染時にはより重症化しやすいと言われており、特に生後6か月以内に感染した場合には細気管支炎や肺炎など重症化することがあります。また、生後1歳までに50%以上が、2歳までにほぼ全ての乳幼児が少なくとも一度は感染するとされています。

この感染症は、本当に子供にとっては高熱が出たりとすごくつらい病気ですし、保護者にとっても幼い子がつらそうな症状をしていますと、精神的な負担も多いです。また、入院するようになった場合は保護者も一緒に泊まることになるんですけれども、小さいベッドで子供と一緒に寝ることになるので、足を曲げながら寝返りも打てず、本当に一睡もできずに一夜を過ごすことになりますので、子供にとっても保護者にとっても大変つらい病気になります。

そこで、市はこのRSウイルスの市内の感染者数を把握していますでしょうか。把握していれば、直近の数年間の感染者数、重症化数も分かれば御答弁をお願いします。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼します。

RSウイルスは呼吸器疾患を引き起こすウイルスで、1歳までに50%以上が、2歳までにほぼ100%の乳幼児が、少なくとも一度は感染するとされております。1歳未満の乳児の重い呼吸器感染症の主な原因で、新生児や乳児が感染すると、肺炎や気管支炎などが生じます。

御質問の市内の感染者数の把握でございますが、市内の状況を確認する方法はございません。

県内の状況としましては、岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスという、岐阜県、岐阜県教育委員会、岐阜県医師会が協力し、県内の感染症の流行状況をいち早く、そして分かりやすく共有できるシステムで把握することができます。そのシステムのデータでは、直近5年間の県内の感染者数は、令和3年3,530人、令和4年2,934人、令和5年2,934人、令和6年1,938人、令和7年2,063人と年間2,000人から3,000人が感染をしております。

全国では、毎年12万人から14万人前後が感染をしており、うち3万人から5万人が入院を要するとされております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） 市としては把握はしていないということですがけれども、県であったり国

であったりしては本当に多くの、生後1歳までに50%以上、2歳までに100%、ほぼ一度は感染するという事なので、すごく感染率が高いということが分かりました。

では2つ目ですけれども、ウイルスの感染による重症化を防ぐため、妊娠中の方にワクチンを接種し、新生児及び乳児のRSウイルス感染症を予防するRSウイルス母子免疫ワクチンがあります。母胎内で抗体がつくられれば、胎盤を通して赤ちゃんに抗体が移行します。2024年5月末から国内で接種可能になりましたが、当初は任意接種で1回当たり約3万円から4万円の高額な自己負担が発生しており、ワクチン接種のネックとなっておりました。

また、未接種だった方は予防効果を知らなかった、ワクチンの存在を知らなかったなど情報が行き届いておらず、全体のワクチンの接種率は11.6%だったそうです。このRSウイルス母子免疫ワクチンが来年度から定期接種化され、対象者は無料でワクチンを接種できるようになります。

そこで、この接種の対象者、当市の来年度の接種対象者数、また接種回数、ワクチンの種類、予防効果、効果の持続期間、副反応などがあれば教えてください。また、実際に接種が始まる時期は、自治体の準備状況で異なる可能性があるかと報道がありましたけれども、当市は4月1日から開始となりますでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 接種対象者は、接種時点で妊娠28週ゼロ日から36週6日までの妊婦の方です。当市の来年度の接種対象者は、令和6年度の母子健康手帳発行数を参考に450件を見込んでおります。接種回数とスケジュールは、妊娠ごとに妊娠28週ゼロ日から36週6日までの間に1回接種を行います。

使用ワクチンにつきましては、令和6年1月に薬事承認されたファイザー社の母子免疫ワクチンアブリスボが使用されます。ワクチンの効果としては、下気道感染症の予防効果が生後90日で6割程度、生後180日で5割程度、重症下気道感染症の予防効果は生後90日で8割程度、生後180日で7割程度の予防が期待ができます。

ワクチンの主な副反応といたしましては、ワクチン接種部位の疼痛が40.6%、頭痛が31%、筋肉痛が26.5%と言われております。ワクチン接種の開始時期といたしましては、令和8年4月1日から接種ができるよう、現在準備を進めております。

今後の対象者への周知といたしましては、個別通知もしくは個別面談時での配付を予定しております。まず、令和8年3月31日までに妊娠届もしくは転入の方で妊娠37週未満の方へは、3月末に接種の案内と予診票を個別に送付をいたします。令和8年4月1日以降に妊娠届に来所された方に対しましては、妊婦面談時に案内をさせていただき、予診票を直接渡す流れを考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷英樹君。

○４番（関谷英樹君） 詳しく教えていただきましてありがとうございます。

今の質問と少し重なるかもしれませんが、ワクチン接種の最後の質問としまして、RSウイルス母子免疫ワクチンが定期接種となるため、医療機関との連携が不可欠ですが、産科・小児科との連携体制は既に構築されていますでしょうか。

また、RSウイルスワクチンが定期化されたことを御存じない方や、新しいワクチンということで接種対象の方や家族の不安も大きく、接種を不安視される方もいると思います。そこで、ワクチン接種対象者の方やワクチン接種を不安視される方に対して、どのようにワクチン接種が定期化されたことを情報提供し、また不安視される方への対応方法は考えてみえますでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 医療機関との連携体制につきましては、国の自治体説明会後に本県医師会と内容について共有をしております。令和８年４月１日からの接種体制は、医療機関側で整っております。今後も必要な情報は本県医師会と共有していきたいというふうに思っております。

情報提供や不安軽減については、個別案内に必要な情報を案内し、不安に感じたことは医療機関や健康推進課へお問合せいただくよう周知をしております。

国立成育医療研究センターが接種状況に関する調査をしたところ、任意接種の接種率は11.6%で、接種を受けた妊婦の87.2%が接種費用を高いと回答しております。非接種者の77.5%は無料であれば接種するとして、費用負担の軽減に向けた制度整備や公的な情報提供が進むことで、全体的な接種率の底上げができると期待をしております。

また、非接種者に接種しなかった理由を尋ねますと、予防効果を知らなかったが28.9%、ワクチンの存在を知らなかったが27.3%と、予防効果やワクチンの認知が不足していることがうかがえます。

今後、個別通知の内容などを分かりやすく提示いたしまして、御本人が納得した上で接種が進められるよう努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔４番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷英樹君。

○４番（関谷英樹君） 医療機関とも連携が今後もできているということで、接種をまだ不安視される方への対応が私はすごく気にはしていたんですけども、今後そういった方々も多いかと思うので、４月から接種開始となりますので、接種対象者の方には丁寧な説明や情報提供も今後も引き続きお願いしたいと思います。

では次、大きな質問の２つ目ですね。都市計画マスタープラン改定案についてです。

先月開催された都市計画審議会、産業建設委員会、市議会全員協議会において、都市計画マスタープランの改定案が示されましたけれども、今後の瑞穂市の方向性を決めるとも重要な内容だと私は思っておりますので、今回質問させていただきます。

今回の都市計画マスタープランの改定案を前回と比較してみると、今回は土地利用検討区域が3か所加わりました。この3か所というのは、市内の北西部の七崎地区周辺、穂積駅の西の只越地区周辺、あとは朝日大学の南側です。

マスタープランは、将来にわたって大まかな市の方向性を示す指標となるものですが、3か所それぞれの土地利用検討区域をどのように利用していくのか。例えば企業誘致をして利用するなど、利用目的の詳細を現時点で市が検討している内容を御答弁ください。また、それぞれ3か所の敷地面積も把握していれば御答弁ください。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） J R 穂積駅から1キロ圏内を含む只越地域は市の中心部に位置し、これからのまちづくりを考える上でポテンシャルの高い地域であります。市民が日常的に交流できる場や憩いの場として親しまれるまちづくりを目指し、土地利用検討区域と位置づけたいと考えております。

また、市の北西部と朝日大学の南については、市全体の持続可能な発展を牽引するため、産業立地を検討し、活発な産業活動や交流拡大につながるまちづくりを考えて、土地利用検討区域と位置づけたいと考えております。

なお、今回、都市計画マスタープランに記載する土地利用構想は、将来の土地利用の方向性を示すものであり、具体的な敷地面積は想定しておりません。以上です。

〔4 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷英樹君。

○4 番（関谷英樹君） お答えいただきありがとうございました。

では、次の質問ですけれども、この土地利用検討区域の都市拠点である J R 穂積駅西側の土地利用検討区域について質問します。

当市は、J R 穂積駅周辺を都市拠点としていますが、この都市拠点内には、この今の穂積庁舎、市民センター、総合センター、また郵便局、J A、十六銀行などの生活に必要な金融機関が既にあります。そして、今後、穂積駅の周辺が整備されることにより、商業施設なども配置されることになれば、現在のコンパクトな都市拠点の範囲内にさらに都市機能が集約され、穂積駅を中心とした都市拠点がより強化されます。

この穂積駅西の土地利用検討区域をどのように利用するかという利用方法、先ほどにぎわいの場というお話もありましたし、現在は一応新庁舎の第1候補地にもなっておりますけれども、そういったこの区域をどのように利用するかという利用方法は別として、J R 穂積駅周辺の都

市拠点の機能強化という名目でこの区域を利用し、拠点地区を拡大するということは、先ほど述べましたように、既に現在の都市拠点の範囲内で機能強化が図れると思いますから、市が重要なテーマと定めるコンパクト・プラス・ネットワークを構築するための都市機能の集約とは違って拡大となってしまうと私は考えますが、市の見解をお聞かせください。

また、都市づくりの目標として、都市拠点において気軽に楽しく歩行できる歩行者ネットワークを形成しますと記載されておりますけれども、この土地利用検討区域の範囲は、西まで行くと拠点の中心である穂積駅から1キロ以上あり、気軽に歩行での移動は難しいと考えますが、この土地利用検討区域は歩行者ネットワークを形成する予定でしょうか、それとも公共交通ネットワークを形成する予定でしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 本市の現状と課題を整理する中で、やがて人口減少に転じることや、高齢化社会、現在の中夜間人口比率が県内21市で最下位であることなどを踏まえ、中心市街地の都市基盤の整備や都市機能の充実等を図り、若者を中心とした世代の定住促進につながる良好な住環境の整備を進めるとともに、新たな商業施設や公共公益施設を中心とした都市拠点の形成、多様な機能が集積し、訪れやすい魅力ある環境を整える必要があると考えております。

さらに、有効な土地利用が見込まれる区域には、新たに土地利用検討区域を位置づけ、市民の交流や憩いの場として市民に親しまれるエリアを形成していきたいと考えております。

また、都市拠点については、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けて、JR穂積駅からおおむね半径1キロ程度の範囲を徒歩圏と位置づけています。

土地利用検討区域については、市民の交流や憩いの場として市民に親しまれるまちづくりを推進していくため、歩行空間だけではなく、公共交通のネットワーク形成も必要であると考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） 歩行者ネットワークだけではなく、公共交通ネットワークも両方とも形成していく考えということで分かりました。

やはり、この土地利用検討区域は、今後、市民の方に説明した場合であっても納得してもらえるような機能強化、今、穂積駅周辺の場所だけでは足りない、なぜ足りないかという機能強化の、納得してもらえる機能強化の場所としていただければ私は思っております。

では、最後の質問になりますけれども、この北西部、七崎地区の土地利用検討区域についての質問になります。

この土地利用検討区域の北側は、昨年開通した東海環状道の大野神戸インターにつながる県

道53号線、岐阜・関ヶ原線が通っており、南側には岐阜・巣南・大野線の先のルートが通る予定となっており、産業の誘致に適した場所であると考えます。

県も、市町による企業誘致など地域のまちづくりを後押しするため、高速道路のインターチェンジ周辺や幹線道路沿いに限り、市街化調整区域の開発可能な面積基準を緩和する方針と昨年報道されました。瑞穂市は、この基準の対象地域となっておりますけれども、七崎地区の土地利用検討区域は農業振興地域となっており、産業誘致をするには難しい面もあるかと思えますけれども、市としては、今後、農振除外も視野に入れて、この地区を土地利用検討区域と定める予定でしょうか。また、現在、既に企業誘致の見込みがあれば教えてください。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 北西部、七崎地区の土地利用検討区域は、東海環状自動車道大野神戸インターチェンジからのアクセスに優れる主要地方道岐阜・巣南・大野線バイパスの周辺において、活力のある産業集積や地域の活性化を図ることを目的に、本市の持続可能な発展を牽引する工業系の土地利用を検討していきたいと考えております。

それに向けた農林漁業調整については、今後、面的な工業地区の整備や企業進出の具体的な事案を確認し、農政部局を含めた関係機関等と協議調整を行っていく予定としております。

また、具体的な企業進出につきましては、現時点での予定はございません。以上です。

〔4 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷英樹君。

○4 番（関谷英樹君） 今、現時点で予定は今のところはないということでした。今回、その土地利用検討区域、七崎に指定が、一応今ありまして、私は農業に携わっている身として、個人的には今後農地が減っていくというのはすごく心が痛むことではありますけれども、瑞穂市が今以上に発展するためには、守るべき農地は今後もしっかりと守っていただき、そして瑞穂市がよりよくなるためには、産業誘致に適した場所、特にここの七崎地区は、私も本当に今後の瑞穂市を左右する、すごく大切な場所だと思っておりますので、産業誘致に適した場所はしっかりと計画性を持って今後も進めていただきたいと思いますと思っております。

では次、大きな質問の3番目のかきりんによる市の魅力発信について質問させていただきます。

私は5年前にこの瑞穂市に転入して瑞穂市民になったときに、すごくうれしいなという思いがありまして、なぜかという、瑞穂市はすごくイメージがまずいいんですね。人口が減っているのに、瑞穂市は人口が増えている。朝日大学があって、若いまち、平均年齢が若くて活気がある。非常にイメージがいいまち、そのまちの市民になれたということで、すごく私はうれしかったです。また、JR穂積駅があったり、国道21号があって交通の便がすごくいい。これもすごく私はうれしかったことです。

そしてもう一つ、私にとって大きなことが、瑞穂市民になってうれしいと思ったことが、瑞穂市のマスコットキャラがかわいいということがすごく大きかったです。かきりんがかわいいと、かわいくてかわいくてたまらないとすごく思いました。

多分これは私だけではなく、多くの市民の方も思っていると思うんですけども、すごく人気もありますし、知名度もある。私、かきりんは何でこんなに皆さんに愛されているんだろうと思って、いろいろ自分でも分析をしたんですけども、ちょっと時間が、これは恐らくたくさん話したいことがあるので、この質問時間が減ってしまうので、あえてここでは言いませんけれども、本当に私、このかきりんの、瑞穂市のマスコットキャラがかきりんによかったなど、かきりんじゃなきゃ駄目だなど。かきりんの存在、この瑞穂市にとって非常に大きな強みだと私は思っております。

市としても、このかきりんの人気、知名度をいろいろと生かしていると思いますけれども、例えば市の指定のごみ袋であったり、みずほバスのラッピングであったり、最近ですと選挙啓発のときにかきりんのシールを配布したりと、かきりんのすごく人気というものを生かしたまちづくりというものをしているかと思うんですけども、ただ、市はまだまだこのかきりんのすばらしさを私は生かし切れていないなど。かきりんのすごさはこんなもんじゃないだろうと私は思っておりまして、特にこの自治体のマスコットキャラというのは、この自治体を具現化したもの、映し出したものだと私は思っておりまして、そのマスコットに愛着が湧くかどうかで、その市の自治体の行政に興味を持ってもらったりであったり、市に愛着を持つかどうかにも大きく関わってくると思っております。それぐらい自治体のマスコットキャラというのは、非常に大事だと思っています。

そうした中で、今回、当市のマスコットキャラであるかきりんについて、たくさん質問したいことがあるんですけども、今回、着ぐるみとグッズの２点に絞って質問させていただきます。

まず、瑞穂市にとって当市のマスコットキャラであるかきりんは、どのような目的、位置づけで運用されていますでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） マスコットキャラクターかきりんは、当市の特産品である富有柿をモチーフにデザインされており、瑞穂市といえば富有柿発祥の地というイメージの定着を図っており、市の魅力を市内外に発信し、地域を活性化させるための重要な役割を担っています。

かきりんグッズの展開やＳＮＳでの活用により、瑞穂市の魅力や認知度を拡大するシティプロモーションとしても機能を担っております。

また、市民向けの広報や情報発信をする上で、そのかわいらしい姿のおかげで行政からのメッセージを柔らかく伝え、市民と行政の心理的な距離を縮める存在としても活用されています。

以上です。

〔４番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷英樹君。

○４番（関谷英樹君） 柔らかく行政のことを伝えるという、本当にまさしくそのとおりだと思います。堅い行政のイメージを市民の方に分かりやすく柔らかく伝えるのは、かきりんの強み、かきりんの存在する意味だと私は思っております。

次の質問なんですけれども、かきりんの着ぐるみは何体所有し、活動していないときはどのように保管されていますでしょうか。また、年間の活動頻度はどれぐらいでしょうか。他市町のマスコットキャラと比較し、活動頻度が多いか少ないか、データがあれば教えてください。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） かきりんの着ぐるみにつきましては、２体を所有していましたが、近年、着ぐるみの貸出しが増加しており、また老朽化した着ぐるみの破損が目立つことから、新たに今年度１体を購入し、３体で運用しております。

うち１体は骨組みにかぶせて立たせて展示し、昨年１１月までは穂積庁舎の公室前に、多くの市民に親しまれておりましたが、現在は他の展示物の都合により一時的に公室内に保管しております。残り２体については、貸出し用として倉庫に大切に保管しております。

活動状況につきましては、令和７年度は計２８回、トータル１３２日間の貸出しによる利用がありました。なお、１体は１２月から２月上旬の間は製作見本として貸出しできませんでしたので、貸出し希望をお断りした方もございました。

他市町の保有個体数、貸出しルールなど条件が異なりますので、単純に活動頻度を比較することはできませんが、２８回を単純に１２月で割りますと、１か月当たり２回から３回となり、毎月二、三回は、かきりんが市民の皆様と交流し、ＰＲ活動をしていただいていることとなります。

なお、かきりんにつきましては、設定が富有柿発祥の地、瑞穂市の未来を見つめて育つ子供たちの笑顔パワーが集まって誕生した妖精であり、着ぐるみではありませんので、その点御配慮いただけたらと思います。

〔４番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷英樹君。

○４番（関谷英樹君） 確かにおっしゃるとおりで、ちょっと私の質問が悪かったですね。市にも、かきりんにもちょっと失礼なことを聞いてしまいました。

ただ、活動の回数が多いのか少ないのかは分かりませんが、年２８回の貸出し、１３２日間の利用ということなので、週末であったりとかは貸出しされることが多いかと思うんですけれども、やはりもう少しかきりんの活動が多くてもいいのかなとは少し私は感じはしましたけ

れども。

次に、かきりんの活動頻度を高め、多くの方に実際にかきりに会ってもらうことで、かきりんのことを知ってもらい、好きになってもらうきっかけになると考えますけれども、市はかきりんの活動頻度を上げる工夫は考えていますでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） かきりんは、イベントでの利用が主であり、基本的に春か秋の土・日や連休に行われることが多くなります。そのため希望が集中し、貸出しできない場合が発生しているのが現状でございますが、今回、3体目を購入したことにより、イベント日程が重複した際の貸出しも可能となり、活動頻度が今まで以上に向上すると考えています。

また、かきりんの貸出しについての周知を積極的に行いながら、今まで以上の活躍につなげていくことができたかと考えております。以上です。

〔4 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷英樹君。

○4 番（関谷英樹君） ありがとうございます。

かきりんの、どのように呼べばいいのかというのを知らない方も、呼びたいけれども、呼び方が分からないと。本当に呼べるのかどうかと思っている市民の方もいますので、その周知をもう少しまいことしていただいて、やはりかきりに親しんでもらう。特に子供たちが、もっと保育園などでもかきりんが来たりとかもしていますけれども、もっと今以上にかきりに親しんでもらい、小さい頃からかきりに愛着を持ってもらうきっかけを、そういう場を増やしたほうがいいかなというのは思いました。

次はグッズに関してなんですけれども、現在販売をしているかきりんグッズを教えてください。また、購入数やグッズの評判がもし分かれば教えてください。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） かきりんを使用したグッズにつきましては、縫いぐるみやキーホルダーがあります。令和7年度からはピンバッジを加え、3点を販売しています。販売価格は、縫いぐるみが2,700円、キーホルダーが1,100円、ピンバッジになりますけれども、こちらは400円ということになります。

また、令和6年度からの売上個数につきましては、縫いぐるみが36個、キーホルダーが42個、令和7年度は縫いぐるみが12個、キーホルダーが92個、ピンバッジが116個となっており、手頃な価格のキーホルダーやピンバッジが多く御購入いただいているところです。

市内のみならず、市外からの購入者もいらっしゃるほど好評をいただいています。もし関谷議員がかきりんグッズをお持ちでないのであれば、総合政策課で購入できますので、お帰りの際にはお寄りいただければと思います。以上です。

〔４番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷英樹君。

○４番（関谷英樹君） ありがとうございます。

私も購入させていただきまして、かきりんのピンバッジは５つくらい持っておりますので、今後ももし機会があれば購入させていただきます。

また、今年キーホルダーの売上げも、数も増えましたし、ピンバッジも個数が多いということで、ちょっと縫いぐるみは少し高いので、なかなか購入されない方も多いかなと思うんですけども、やっぱりキーホルダーやピンバッジ、手に取りやすい価格のところは購入が少しあるのかなというのは思います。

それに関連して次の質問ですけれども、今、３つのかきりんのグッズを紹介していただきましたけれども、かきりんは本当に子供から大人まで人気で知名度も抜群なのに、グッズ数がとても少ないです。私はグッズ数をもっと増やして、市民の皆さんにかきりんグッズを所有したり身近に感じてもらうことで、行政や瑞穂市への愛着を育むきっかけになると考えております。

私、昨年11月に災害時の応援協定を結んでいる東京都の瑞穂町で開催された産業まつりに伺いまして、富有柿のPR販売を兼ねて、私、柿振興会の会員として行かせていただいたんですけども、瑞穂町はマスコットキャラのみずほまるというものがあるんですけども、本当にかきりに匹敵する、かきりんのほうが当然かわいいですけれども、かきりに勝るとも劣らないかわいいマスコットキャラでして、そのマスコットキャラの紙でできたサンバイザーをしている町民の方がすごく多くて、子供だけでなく大人の方もサンバイザーをして、その祭りを楽しんでいる姿を見て、すごく町民の方に愛されているキャラなんだなと思ひまして、瑞穂市よりも瑞穂町は人口数は少ないですけれども、すごくにぎわっておりました。

その祭りに、ひときわ長蛇の列ができていたコーナーがありまして、何だろうと思ひて行ったところ、みずほまるのカプセルトイ、縫いぐるみが入ったカプセルトイを買い求める方で、すごく列ができておりました、私もその列に並んで購入したんですけども、３パターンありまして、１個500円でした。すごく本当にかわいいマスコットキャラが出てきまして、これは皆さん喜ぶなと思ひまして。

瑞穂町の担当課に確認しましたところ、このカプセルトイの縫いぐるみは、町民の方から縫いぐるみを作ってほしいという要望が多数あり、令和６年にカプセルトイ3,000個販売したところ、２か月足らずで完売したそうです。そこで第２弾を製作することになり、目標として１年間で3,000個販売の３年計画、合計9,000個を作り、昨年11月の産業まつりで先行販売をしたところ、大反響だったとのこと。現在、先行販売をした11月から今４か月ほどたっていますけれども、すでに１年間の目標数である3,000個以上の販売数となっているとのこと。

また、この通常のグッズの販売だと職員が対応する必要がありますけれども、カプセルトイ

は職員の対応を必要とせず、役場だけでなく多くの方が訪れるスーパーなどにカプセルトイを設置して販売することができ、多くの方の目に止まることで町のPRにも大きくつながっているとのことでした。

また、県内でも、関市においてイメージキャラのはもみんのキーホルダーのカプセルトイを令和6年に販売しておりまして、当初予定していたよりも購入数が多かったため、商品を追加生産して、カプセルトイの販売機も10台用意して販売を続けたところ、1年間で約5,000個の購入があったとのことでした。

こういった事例から、カプセルトイによる販売、特にキーホルダーであったり、縫いぐるみ、そういったカプセルトイによる販売が有効であると考えますけれども、市としてはかきりんのカプセルトイの開発についてどのように考えますでしょうか。また、かきりんの新しいグッズ展開は考えていますでしょうか。例えば、午前中、庄田議員からもお話がありましたけれども、市の魚に指定されたハリヨとのコラボ商品であったり、ふるさと納税の返礼品など、かきりんを使用した新たなグッズやPRのお考えがあれば御答弁をお願いします。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 議員御提案のありますように、カプセルトイを利用した市のPRの有効性についてはとても理解しており、本年1月の二十歳の集いの会場に設置したのを皮切りに、平時は来庁者の往来が多い穂積庁舎の2階総合窓口受付の横に設置し、ピンバッジとおまけのシールなどを入れて販売しております。今後もイベント会場へ設置するなど、さらなるカプセルトイの活用を進めていきたいと考えております。

また、カプセルの中に入れるかきりんグッズについても、アクリルスタンドやプラスチックキーホルダーなどの製作に着手しており、カプセルトイ販売機のみ入手可能な景品も増やし、かきりんの魅力をより一層引き出しながら市をPRしていきたいと考えております。

そして、ふるさと納税の返礼品に当たっては、令和7年度以降、返礼品の地場産品基準が厳格化されており、単にイラストを印刷しただけでは返礼品として認められませんが、地場産品基準を満たす商品とのコラボも開発や発掘をしながら納税額の増額に努めていきたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） いろいろと考えていただいているということが分かりました。ありがとうございます。

今、カプセルトイですと、アクリルスタンドであったり、キーホルダーということだったんですけれども、私はこの瑞穂町で販売していた小さい縫いぐるみ、今、かきりんの縫いぐるみを販売していると思うんですけれども、それをさらに小さくした、カプセルトイに入るぐらい

の大きさの縫いぐるみ。特に今、ゴム素材のぷにとした素材の縫いぐるみ、キーホルダーとしてすごく人気があるので、そういったカプセルトイに入る縫いぐるみをもし製作していただけたらと思うんですけども、これは製作費がかなりかかると思いますので、ただ、すごくこの小さい縫いぐるみというのは、学生の方たちもかばんとかにつけたりして、大人の方も今本当にかばんにつけて、そういういろんなキャラクターをつけて身近に感じているので、小さい縫いぐるみ、カプセルトイに入るサイズの縫いぐるみもぜひ今後開発を検討していただけたらと思います。

では、今回かきりんの最後の質問で、森市長にお伺いします。

私は、自治体のマスコットキャラというのは、その自治体がどういった自治体であるかを具現化し、地域のPR、知名度向上を担い、市民と行政の心理的距離を縮め、シビックプライドを構成する大きな役目を果たすと私は強く考えております。森市長は、これまで当市のマスコットであるかきりんについて意見を述べられる場があまりなかったかと思いますので、市長のかきりんについての思いであったり、今後、かきりんによる当市の魅力発信についてのお考えを、御答弁をお願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 矢野企画部長。

○企画部長（矢野隆博君） 当市のマスコットキャラクターかきりんが現在の姿になったのは、合併10周年のときです。当時、合併10周年記念事業のときに、かきりんのリニューアルに対し、実行委員会では瑞穂市に愛着を持ってもらえるキャラクターとはどのようなものがよいか、何度も検討を重ねて今のかきりんが生まれました。それから十数年の時間がたちましたが、そのかわいらしい姿から多くの市民に愛され、保育所や幼稚園、小学校などでは、かきりんが登場すると大歓声上がるなど、今でも子供たちや市民に大人気なキャラクターとなっています。

市民に愛されるキャラクターの存在は、シビックプライドの醸成につながり、瑞穂市に誇りや愛着を持ち、市をよりよくしていこうとの思いに発展するため、今後も大切にしていかなければならないと思っております。また、縫いぐるみやキーホルダーなどグッズを購入される方の半数は市外にお住まいの方であり、シティプロモーションにおいても大きな成果や効果をもたらしてくれております。

今後は、カプセルトイによる新しい販路の開拓や多様なグッズの展開などにより、瑞穂市とかきりんの認知度向上に取り組んでいながら、ふるさと納税の返礼品としても展開していきたいと考えております。そして、SNS等の動画へ出演するなど、かきりんの持つキャラクターを存分に活用しながら情報を発信し、瑞穂市の顔として市内外にPRしていきたいと考えております。

○議長（今木啓一郎君） 森市長。

○市長（森 和之君） 関谷英樹議員の御質問にお答えさせていただきますが、実はお答えする

ような予定ではありませんでしたが、議員の熱い思いということで、先ほども若井議員の御質問のところでウェルビーイングの本質はシビックプライド、郷土愛の醸成であるというお答えをしておりますので、今回お答えをしっかりとさせていただきたいということを思います。

かきりんの着ぐるみといいますか、先ほどのマスコットキャラクターができた経緯は、実は私が企画部長のときに合併10周年記念事業の中で、企画部長からも今説明をしておりますが、リニューアルをしてきたということになります。その当時は、それぞれの自治体でマスコットキャラクターブームという中でかきりんがあったということで、そんなに目立つような存在ではなかったということで、その後、ゆるキャラブームというのがあったんですけど、その中で、このマスコットキャラクターには3つの要素があるというようなことで、1つ目が郷土愛に満ちあふれたメッセージ性の高いもの、さらにユニークな立ち振る舞いをするようなキャラクター、そして愛されるべき緩さというような、そんな今の3つが、私はこの瑞穂市のかきりんの中には入っているということを思います。

企画部長のほうからもお答えをさせていただいております先ほどのカプセルトイについても、昨年に私が指示をして、この1月から導入をして、グッズについても増やしていくというようなことで、またそのカプセルトイもまだまだ増やしていかなければならないというようなことも先日指示をしておりますので、恐らく議員の思うような方向に進んでいくということは思いますけど、なかなか瑞穂市の自治体からかきりんの魅力発信というのは難しい点もあるということで、一気に盛り上がっていくということはないかもしれませんが、議員の瑞穂市のかきりんがとてもすばらしい、よいというような、そんな御意見というのはしっかり受け止めさせていただきたいということをもって答弁とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） ありがとうございます。

本当にかきりんの、今後も、午前中の若井議員のときにも市長がお話しされていましたが、愛着度を上げたいというお話をされておまして、本当にその愛着度を上げる方法はいろいろとあると思うんですけども、私はやっぱりかきりんというのが、言葉はちょっと悪いかもしれませんが、一番簡単にかきりんを利用することによって、市民の方と行政との橋渡しをしてくれる役目がかきりんが一番やってくれると思っておりますので、ぜひ今後、かきりんを使った、いきなりかきりんをばっと使うことは難しいと思いますけれども、地道にかきりんの認知度をさらに高めていき、そして市民の方にかきりんをもっと好きになってもらい、行政に関心を持ってもらい、そして市にも愛着を持ってもらう。郷土愛を育んでもらうきっかけを、かきりんを使って、どんどん今後行っていいただければと思います。

では、次の大きな質問の4つ目、市内で発生した農産物の盗難被害について質問させていた

だきます。

昨年11月25日、柿農家さんが管理する十八条柳町の柿畑において、木に実っていた富有柿の果実が取られる盗難被害がありました。被害に遭った農家さんは、警察に通報して現場検証をしていただいたそうです。

また、その約3週間後の12月13日には、盗難被害があった畑のすぐ近くの別の畑で盗難被害に遭われた同じ農家さんが管理していた愛宕柿が盗難被害に遭いました。再度、警察に現場検証をしていただいたそうです。

私は、その農家さんに被害額はどれぐらいかお聞きしましたがけれども、金額はどれぐらいか分からないということでしたけれども、私は盗まれた量からして少なく見積もっても5万円以上はするのではないかなと思いました。被害に遭ったのは恐らく深夜でして、枝ごと折られて、切ったか折られて、状態がいい柿であったり、大きな柿だけをライトを多分当てて取って盗んで、ほかの小さい柿などはそのまま枝ごと捨てられたままだったということです。

被害のあった農家さんは、普段はすごく温厚な性格なのですけれども、その被害があった話をされたときは本当に腹が立つと、犯人を捕まえたいと怒り心頭でした。暑い日も寒い日も手塩にかけて苦労して育てた作物を、やっと収穫できる喜び。その喜びを一瞬で奪われることは、農家にとって最も卑劣な行為です。

そこでお伺いしますけれども、この盗難被害があったことを、発生当時、市は把握していましたでしょうか。また、市内において、少量ですけれども、農作物の盗難被害があったという声を聞くことがありますけれども、盗難被害について農家や市民の方から意見や相談などはありませんでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 関谷議員の御質問にお答えいたします。

御質問にありました11月25日と12月13日の盗難被害につきましては、市としましては情報を把握しておりませんでした。また、それ以外の盗難につきましても、意見や御相談をいただくことがない状況でございます。

短期間に盗難事件が多発するなどの状況ともなりますと、警察署から何らかの情報があるかもしれませんが、個別の案件を把握するには御本人様からの情報提供に頼らざるを得ないのが現状となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔4 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷英樹君。

○4 番（関谷英樹君） 個人の農家さんからによるそういった情報提供がないと、なかなか市としても把握できないと思います。

私のそういったほかの知人の方からも、農作物を取られたかもしれないし、取られていないかもしれないけど、何か量が減ったなという話をよく聞きますし、少しの前の話ですけれども、保育所で育てていたサツマイモが盗まれたという声も聞いたことがありますして、盗む方は本当に限定的ですけれども、そういったところを狙って盗んでおりまして、盗んだという情報提供をしていない方もかなり多いので、やっぱり市としても把握していただきたいと思うんですけれども、そこで次の質問なんですけれども、農作物の盗難被害があった際に、市は農家や警察署と連携して盗難被害の情報を共有すべきだと思いますけれども、市としては、今後、盗難情報を共有する考えはありますでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 市としましては、盗難被害に遭った旨の情報が入った場合は、まずは警察署へ通報していただくことをお願いし、その後、各種農作物の振興会の事務局である農協を通じて農家の方へ情報共有を図っていきたいと考えております。

なお、その範囲としましては、農業をなりわいとして行っている方が盗難被害に遭われた場合に対応することを基本とし、個人の家庭菜園などの盗難事案につきましては、被害エリアの範囲や連続性などを考慮して対応することを想定としております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔４番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷英樹君。

○４番（関谷英樹君） ありがとうございます。

今回、この盗難被害、農家さんから私聞きましたけれども、盗難被害があったということは、恐らく市民のほとんどの方は御存じないと思いますし、農家であったり、柿農家の方も、この盗まれたという情報はほぼ知れ渡っていないというのが現状です。恐らくこの盗難被害に遭った農家さんが直接話をした方だけにしか、この情報というのは認識されていないと思います。

市としてもなんですが、柿に関して言えば、柿振興会内でもやはり情報共有する必要があると思いますので、市としても今後柿振興会や農協とも協力して情報共有の場を設けてもらえるように、ぜひ機会をつくっていただければと思います。

では、最後の質問になりますね。

盗難被害が発生しないように市民の方へ注意喚起が必要であり、万が一被害があった場合は、その情報を広く市民の方に知ってもらうことが被害抑制につながると私は考えます。今回、盗難被害に遭った農家さんからは、農作物の盗難被害があった際は、防災無線を利用して盗難被害の注意喚起をしてもらうことはできないかと要望をいただきました。

また、「広報みずほ」には農機具の盗難への注意喚起が掲載されていますが、農作物の盗難被害についても掲載してもらえたらと思います。例えば、盗難被害の注意を促すだけでなく、

実際に被害があった場合は、大まかな盗難場所であったり、盗難された農作物など、具体的に掲載することによる市民の方の農作物の盗難に対しての目を光らせてくれるのではないかと私は考えます。市としては、農作物の盗難被害の注意喚起の手段について、何かお考えはありますでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 臼井環境経済部長。

○環境経済部長（臼井敏明君） 御提案をいただきました防災行政無線による注意喚起につきましては、機器の利用規程において、あくまでも非常災害やその他緊急事項など、人命に関わる内容や市内全域に係る内容での使用に限定していることから、使用できない状況であります。

また、「広報みずほ」への掲載による注意喚起につきましては、毎年9月号を基本に農作物の盗難に関する記事を掲載しております。その内容としましては、瑞穂市内の状況によるものではなく、全国で発生した大規模な事例などを踏まえて注意喚起するものとなっていますし、「広報みずほ」に掲載するには約1か月程度の期間を要することから、市内での盗難事案を把握した場合であっても、タイミングよく掲載することが難しい状況であります。

このため、「広報みずほ」への掲載内容にも重なりますが、まずは畑へ入りにくくするネットや柵を設置していただいたり、見回りするなどの盗難防止に努めていただく一方で、万が一盗難に遭われた場合は速やかに警察署へ通報を行っていただき、パトロールを依頼していただきたいと思います。

市におきましては、先ほど答弁させていただいた振興会への周知などを行いますとともに、広範囲での発生、または連続性があるなどの場合につきましては、市からも警察署へパトロールを依頼するとともに、市で運用しております青色回転灯防犯パトロール車による巡回や、盗難が発生した該当の自治会へ注意喚起チラシを「広報みずほ」に挟み込んで配付するなど、可能な範囲で対応していきたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷英樹君。

○4番（関谷英樹君） ありがとうございます。いろいろと考えていただいているということで分かりました。

広報に掲載されていたということで、ちょっと私、見落としていたんですけれども、後で確認しましたところ、確かに掲載されていたんですけれども、ちょっと掲載枠が私の見た号では小さいかなと思いましたし、やはりできれば具体的に大体どの場所で、こういった作物がどれくらい取られたかというのを具体的に書いていただくと、注意喚起であったり、情報共有を積極的に行っていただくことで、より市民の方への盗難意識が高まるかと思います。

5年前、2021年は、岐阜市内で約6万個、約300万円相当が盗まれる大規模な盗難事件があって、すごく大きなニュースになりましたけれども、今回、農家さん、恐らく5万円ほどで、

それほど規模としては大きくないかもしれないんですけれども、やはり農家にとって農産物の被害、一部いろいろ自然被害など、そういうことがありますけれども、それはやはり自然被害はどうすることもできなかつたりもしますけれども、盗難被害については、やはりすごくこんなに悔しい思いをすることはないですし、農家にとって最も本当に卑劣な行為だということを本当に私は感じますので、今後この盗まれないような、農家さん自身も注意すべきだと思いますけれども、農家さん以外の市民の方であつたり、近くの畑の農家さんであつたりが、農作物の盗難についてもっと目を光らせてもらって、それが農作物の盗難を抑制する機会になればいいと思いますので、市としても今後、できればもっと前向きに盗難被害の情報提供であつたり、安心して農作物を育てる環境づくりも徹底してもらいたいと思います。

私、本日、4点質問させていただきましたけれども、前向きな答弁をたくさんいただきましてありがとうございました。それでは、今回、私の一般質問はこれで終わりとなります。御答弁いただきましてありがとうございました。

○議長（今木啓一郎君） 4番 関谷英樹君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時35分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番 横田真澄君の発言を許します。

横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 皆さん、改めましてこんにちは。

議席番号2番、創緑会、横田真澄です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目は、公立保育所の土曜保育について。

このことにつきましては、令和6年9月の一般質問にて質問をさせていただきました。その際は、土曜保育を集約化することで数日実施できないか考えをお聞きしましたところ、幾つかの課題があるとのことで、引き続き検討をしていくとのことでした。そして、このたび公立保育所の土曜保育が16時までには拡大されるとのこととなりました。今回はどのようにして実現に至ったか、土曜保育に伴う保育士さんの働き方、そして保護者のニーズに合わせたさらなる拡充についてお聞きしたいと思います。

2点目は、市役所の開庁・閉庁時間についてです。

このことにつきましては、9月に広瀬議員からも質問があり、開庁・閉庁時間の変更については、来年度できるだけ早い時期に実施に向けていきたいとの御答弁がありました。県内の市役所では、開庁時間や窓口業務の時間を短縮する動きが広がっています。市民の利用実態に併

せて運用を見直すとともに、職員の時間外勤務を減らすなど、働き方改革を推進することが目的になるかと思いますが、一方で市民サービスの低下につながるおそれも懸念されるところであり、どのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

以降、質問席にて質問させていただきます。

1点目の公立保育所の土曜保育についてですけれども、昨今の社会情勢により、ほとんどの子育て世帯は共働きをされているのが現状かと思います。また、土・日勤務のある職種に就いていらっしゃる方も多くいらっしゃいます。そのような背景があるため、土曜日は子供を親族に預けたり、入所する保育所を選択する際、終日土曜保育のある民間の保育所を選択される御家庭が多くあるという現実があります。そのような事情を踏まえ、令和6年9月に一般質問をさせていただきました。その際には幾つかの課題があり、検討をしていくとの御答弁でした。土曜終日受入れとした場合、どれくらいの方が希望するかといったニーズを踏まえ、あらゆる根拠を基に判断をされたことと思います。そして、このたび令和8年4月より公立保育所の土曜日の保育時間が16時までに拡大されることになりましたが、どのように課題をクリアしていったのか、実現に至った経緯についてまずはお聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

現在、土曜日に利用されているお子さんの中には、お弁当を持って登園し、午後はファミリーサポートセンター事業を使っているお子さんがあると聞いております。また、そもそも午前中だけでは利用できないため、ベビーシッター等ほかの手段を使って対応されている家庭があることもお聞きしておりましたので、実施に向けその方法について検討を続けてまいりました。実施に踏み切れない理由といたしましては、大きく2点、保育士不足と給食の提供ができないという点があることは、今までの一般質問の答弁の中でも御説明してきたとおりでございます。

来年度の実施方法は、終日のお預かりについては本田第2保育所に集約して保育を行う共同保育にて、給食の提供ではなくお弁当持参とし、利用されるお子さんの保護者様に御理解、御協力いただき進めるものでございます。利用者側からすれば全て満足する内容ではございませんが、今できる精いっぱいに対応させていただくものでございます。

保育士数は、処遇改善や保育士支援アドバイザーの配置等、働きやすい職場環境づくりに努め、令和7年度では正職の保育士が多く採用できましたので、保育士不足が解消するところまでは難しいですが、近年では保育士が一番充足しているところであると思っております。

このような背景の中、この機会に国の通知にもあるとおり、園側の都合のみならず、保護者の利用性を考慮しつつ、適切に保育ニーズに対応する必要があることから、実施に踏み切ったものでございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 今、昨年度保育士さんの採用が多くあったと、十何人やったかと私も把握しておりますが、それも1つ、今回拡充に追い風になったのかなという、今そういうふう
に理解をしました。今年度は1人か2人か程度の採用だったかと思いますが、それは何でなの
かというところも窓口にてお聞きしましたところ、定員の枠の関係であるというふうにそのと
きはおっしゃられたんですけれども、今局長のお話では、それでもまだ不足しているというよ
うなお話が今あったんですけれども、それを聞くとじゃあどうすればいいのかというふうに関
こえちゃったものですから、その根本のところも正していく必要があるなど、今の御答弁を聞
くと思ってしまいました。しかしながら、一步前進といいますか、拡充をしていただきました
ので、他の自治体の運営も参考にしつつ、可能なやり方を模索していただけたことというふう
に思います。

次に、今後の具体的な運営体制について伺います。

土曜日の保育時間の延長に伴い、午後の時間帯における園児の安全管理と質の高い保育の維
持が不可欠です。土曜日は平日と異なり、登園する園児の人数や年齢層が変化しやすいかと思
います。特に、年齢の違う園児が合同で過ごす混合保育となる場合、安全管理にはより細心の
注意が必要です。16時までの時間において、正規職員と会計年度任用職員のバランスを含め、
どのような体制で運営するのか考える必要があると思います。そこで、各保育所の土曜日の運
営体制及び保育士の配置はどのような形になるかお聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

令和8年4月から土曜日の保育時間は16時までの実施とさせていただきます。午前中のみ
利用の場合は、平日と同じ保育所で保育を行い、正午より後の利用がある児童は朝から集約し
て本田第2保育所で保育を実施いたします。保育士の配置は、利用が1人であれば必ず2名体
制、複数の児童の利用がある場合は通常保育の保育士の配置基準で保育士を配置いたします。
また、共同保育を実施する本田第2保育所には、他園の児童が利用するときはその児童の園の
保育士を配置し、実施いたします。他園の児童が本田第2保育所に慣れるまでの期間は、でき
る限り知っている先生がいるという状況をつくるよう配慮していく予定でございます。また、
利用児童の状況を見ながら、全公立保育所の保育士の負担の均衡を図りながら、土曜日の勤務
を順番に担ってもらう予定としております。

〔2番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 他園で預かるときには、慣れ親しんだ先生の下で過ごせると、初めのう
ちは慣れるまではということなんですけれども、その点については安心感が生まれるかなという

ふうに思います。保育時間の拡大を実現する上で最も重要なのは、現場を支える保育士の労働環境です。土曜日の開所時間が延びることで、職員の勤務シフトは必然的に複雑化し、これまでの運用では対応し切れない部分が出てくることが予想されます。特に、週休2日の確保のため、振替休日の運用や長時間保育における適切な休憩時間の確保は、職員の健康維持と保育の質に直結する課題です。人員不足が全国的な課題となる中、今回の拡充によって既存の職員に過度なしわ寄せが行き、離職を招くようなことがあっては本末転倒です。市として、適切な人員配置と柔軟なシフト管理をどのようにバックアップしていくのが重要になると考えます。

そこでお聞きします。

保育士の勤務シフトはどう変わるのか、振替休日の取得や休憩時間の確保など、保育士の負担増とはならないのかお聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

現在の勤務シフトは、半日の振替勤務となっておりますので、本田第2保育所での勤務以外には変更はございません。本田第2保育所で勤務する場合は、7時45分からの1日の振替勤務となります。負担増にならないように振替勤務での対応、休憩時間の取得はできる限り配慮していきますが、午後まで利用の児童の数によっては対応する保育士の数が多くなるので、平日に振替休暇の取得が難しくなること、平日の行事等のタイミングによっても振替休暇の取得が難しいこともあると思いますので、少なからず保育士の負担増にはなるかと思っております。実施する中であまりにも負担増があるようであれば、土曜保育だけではなく、平日の安全な保育ができなくなってしまうので、利用児童の保護者様に御相談して、午前中からの共同保育も視野に入れ実施できる方法を再検討していきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 本当に、日々子供たちの命と成長を支える責任ある業務に尽力される保育士さんには頭が下がる思いです。今後も質の高い保育を提供いただくためにも、まずは保育士さん自身が心身ともに余裕を持って子供たちと向き合える環境整備が不可欠に思います。そうした意味で、保育サービスの向上と保育士さんの働き方はセットで考える必要があります。保護者や働く保育士さんの意向を考慮した上で、土曜保育の保育場所、今もおっしゃられましたが集約することができれば、全体としての必要な保育士の人数を減らすことができますし、さらに長時間保育も可能となり、双方にメリットがあるのではないかと考えます。

そこでお聞きします。

土曜日の16時までの保育は、近隣の市町と比べると短く、働く保護者のニーズにはまだ追いついていないと感じます。今後、さらなる拡充を目指す考えはあるかお聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 磯部教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（磯部基宏君） 失礼いたします。

16時までの実施は、保育士の交代勤務が必要のない時間設定で、横田議員の御指摘のとおり、十分に保護者のニーズにお応えできるものではないことは承知しております。しかしながら、先ほど御説明した勤務シフトでも、土曜日の利用児童の人数によっては、平日の保育が安全にできるのか心配がございますので、まずは交代勤務の必要のない精いっぱいの時間設定とさせていただいたところでございます。今後の利用状況や保育士の勤務の状況によっては、実施方法も含め、開設時間についても検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔2 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 横田真澄君。

○2 番（横田真澄君） 今後、拡充の考えもあるとのこと、期待をさせていただきたいなあとします。現場の保育士と利用者の双方の声を丁寧に聞き、慎重にそこは進めていただければというふうにします。来年度からは瑞穂市として新たに病児病後児保育も創設され、子供たちや働く保護者に対する環境整備が着実に進んでいるというふうに感じます。

一方で、国も含め子育て支援に偏っていないかとの声が届いているのも事実です。ただ、しかしですね、今の子育て世帯が直面している壁は、かつてのそれとは性質が異なります。非正規雇用の増加であったり、物価の高騰、核家族の進行、そして何より、かつて地域に当たり前に存在した近所の目や親戚の助けといった自然な支え合いが、社会構造の変化によって薄れてしまいました。市が子育て支援に力を入れることは単なる優遇ではなく、かつて地域が自然に持っていた助け合いの機能を、今は行政が仕組みとして補わなければ、新しい世代がこのまちで子供を育てられないというふうにします。そうしたことを行政だけでなく、市民の皆様にも御理解をいただきますようお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

次に、市役所の開庁閉庁時間についての質問に移ります。

近隣自治体である本巢市、北方町、羽島市、岐南町などで既に庁舎の開庁時間、閉庁時間の変更が実施されています。瑞穂市でも進めていくに当たり、時間帯ごとの来庁者の人数を把握されたと聞いておりますが、その調査についてどのような傾向が見えてきたかお聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

主な窓口業務の来庁者数につきましては、3月5日の総務委員会の協議会において御説明をさせていただいた内容と同様となりますが、令和7年11月1日から調査を継続中で、1月末までの3か月間の状況をお答えさせていただきます。

まずは、総数として2万2,923人の方が来庁され、うち8時30分から8時45分までは520人で

2.27%、8時45分から9時までは518人で2.26%、あと夕方になりまして16時30分から16時45分までは623人で2.72%、16時45分から17時までは438人で1.91%、17時から17時15分までは205人で0.89%、17時15分以降は12人で0.05%となっています。なお、曜日ごとの人数につきましては、今回の開庁閉庁時間の見直しには、直接の関係のある項目とは考えておりませんので、把握をしておりません。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） 昨今、自治体運営においては、限られた人的資源をいかに効率的に運用し、複雑化、多様化する住民ニーズに対応していくかが重要になっていくかと思います。本市が進めようとしている開庁時間の短縮は、一見すると市民サービスの縮小と捉えられかねない側面を持っていますが、本来は目的は単なる労働時間の削減にとどまるものではないはずです。

現在、多くの自治体で窓口業務のデジタル化が進む一方、対面でなければ解決できない相談案件や迅速な意思決定を要する政策立案業務は多く存在すると思います。職員が窓口対応に追われ、本来注力すべき専門的な業務や地域の課題解決に向けた現場への足運びがおろそかになっては本末転倒です。今回の時間変更によって生み出される時間は、言わば投資のための時間であるべきです。例えば、これまでよりもバックオフィスの徹底した効率化を図ったり、専門知識を深めるための研修、あるいは市民一人一人の相談に寄り添うケースワーク体制の強化など、行政サービスの質的向上に直結する活用が不可欠です。開庁時間の変更によって、職員1人当たり、あるいは組織全体で行政サービスのさらなる質の向上を目指すものと考えます。

そこでお聞きします。

開庁時間を遅くさせ、閉庁時間を早めることで、確保した時間をどのように活用するのかお聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） まさに横田議員のおっしゃるとおりのことを実践していきたいというふうには考えております。

まず、開庁閉庁時間の見直しによって、職員の勤務時間は変わりません。ですので、開庁時間を見直すことによりまして、勤務時間前に行っていた窓口受付の準備業務、スケジュール確認や連絡事項などの情報共有をするための朝礼を勤務時間内に行い、全員そろったところで職員間での業務の共通認識を高め、業務の円滑な連携や効率化につなげていきたいというふうに考えております。また、閉庁時間については、書類の受付後の事務処理や組織内での業務の調整、打合せ、情報交換などの意思疎通の時間を勤務時間内に実施することで、一義的にやはり時間外勤務、これが削減される。これによって職員の働き方改革を進め、良好な職場環境を醸成し、組織の成果向上と住民満足度の高いサービスの提供に時間を使っていきたいというふう

に考えております。以上でございます。

〔2 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 横田真澄君。

○2 番（横田真澄君） やはり行政サービスの時間変更は、特定の時間帯を頼りに利用されている方々にとっては、慣れ親しんだ窓口業務の変更というのは大きな戸惑いと不便を強いることになるかと思います。ただ、行政として決定事項を遂行する以上、市民に対して不便になったという感情だけでは終わらせてはなりません。そのためには、実施までの準備期間を確保し、あらゆる世代が、市民がいつからどう変わるのかを確実に把握できる重層的な周知活動が求められます。単に広報紙の隅に掲載するとか、ホームページを更新するといった受動的な広報では不十分かと思います。また、窓口が開いていない時間をいかに補完するかも重要な論点です。マイナンバーカードを活用したコンビニ交付、これはまだあまり進んでいるようには思えませんし、オンライン申請のさらなる推進、それから瑞穂市でも導入はしております A I チャットボット、これの制度だとか機能の拡充など、窓口に来なくても済む環境整備の進捗を市民に実感できる形で示していく必要があります。

そこでお聞きします。

今後、いつから、どのように開庁時間、閉庁時間を変更するのかお聞きします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今のところでございますが、令和 8 年 6 月から市民の方への周知を始めたいと考えております。横田議員のほうからも御提案がございましたが、広報にちらっと載せる程度ではなかなか周知するのは難しいと思います。できる手段につきまして、いろいろこれから検討していきたいというふうには考えております。その後ですが、7 月、8 月の 2 か月間を移行期間といたしまして、9 月から本格的に実施するというスケジュールを想定しております。

また、時間帯といたしましては、今来庁者の調査をしておりますので、その調査結果などを加味しながらですが、開庁時間を 8 時 45 分、閉庁時間を 16 時 30 分というふうに今のところ考えております。今後ですが、町内の検討会議等で詳細を決定していきますので、変更もあるかもしれませんが、現在の予定についてはそのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

〔2 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 横田真澄君。

○2 番（横田真澄君） 今、部長のほうから仮ではございますが時間のほうをお示しいただきました。あくまで仮ということですので、今後さらに傾向だとか調査をやっていただいて、この時間というのは簡単に変えられるものではないと思いますので、より慎重に審議をしていただ

けたらなあというふうに思います。あと周知のところもぜひともよろしくお願いをいたします。

それでは、市長にこのことについてお聞きますが、開庁時間、閉庁時間の変更を市長としてはどう考えているのか。市民サービスの低下という観点についてもぜひ触れていただきながら、お考えをお聞きます。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 現在は、勤務時間と開庁閉庁時間が同じであるため、窓口の準備や片づけ、窓口対応のため、勤務時間中に終えられなかった業務など、時間外業務が常態化しております。職員の働き方改革に市民の皆様の御理解をお願いしたいというふうに考えております。また、職員間の情報共有や集中して業務を行う時間を設け、業務の効率化を向上させるため、市民の皆様にはマイナンバーカードを利用したコンビニ交付やオンライン申請を利用していただくことの利便性を周知するとともに、市民サービスの低下となることのないよう、業務の改善のほうを進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 森市長。

○市長（森 和之君） 横田議員には失礼をいたしました。私が答えるところだったと思います。

市役所の開庁開庁時間についてということで御質問をいただいております。今、総務部長のほうから8時45分開庁、午後4時30分閉庁ということで、今年の7月、8月から試行的に実施をして、9月から本格的に実施をしていくというようなことをお答えしております。

私の開庁閉庁時間についての考えは、開庁が午前9時、閉庁が午後4時が一番いいのではないかなということを思っています。しかし、今までの来庁者の調査や、この時間にすると市民サービスに支障を来したり、利便性を損なうおそれがあるということを考え、8時45分から午後4時30分までとしています。

この開庁開庁時間を変更するとき、やはり議員もおっしゃられましたが、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付をさらに進める必要があるということを思います。ある県外の自治体が開庁閉庁時間を進めたいということで、コンビニの交付手数料を1年間10円にして進めたというようなことも伺っておりますが、一度下げた手数料をまた戻すのもどうかなということを思ったりなんかしたということで、現時点では8時45分から午後4時30分というような状況で見極めながら、今後も対応していきたいということを思っています。

その中で、市役所が今までと違って閉まっている時間、市民との対応がないという時間に、やはり朝礼の充実であったり、情報共有や書類の整理、閉庁後には職員研修や会議などができるように進めていかなければならないということと、市民サービスの質の向上と職員の働き方改革の両方が両立させていくということが必要だと思います。重要なことは、議員の御質問の中にもありましたけど、開庁閉庁時間を短縮したり変更することによって、市民サービスの質をどのように高めていくということを考えていかなければならないのではないかなという

ことを思います。

しっかり市役所内部で、スマホ市役所といった市民の皆さんが待たない、書かない、行かない、市役所の実現をするというようなこともこの機会に検討していく必要もあると思います。さらには、お悔やみワンストップサービスなどの時間がかからないようにするような市民サービスの質の向上などもこの機会に考えていかなければならないということでお答えをさせていただきますが、いずれにしても今回の開庁時間、閉庁時間を短縮することで、市民サービスの質を逆に高めていけることができるというようなことを考えていきたいということで答弁とさせていただきます。

〔2 番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 横田真澄君。

○2 番（横田真澄君） 今、部長と市長の御答弁を聞きまして、今回の開庁時間のこの変更が単なる事務の時間の調整ではなく、本市の行政運営が新たなステージへと踏み出す転換点のような、そういうふうを受け止めました。窓口時間が短縮されるに当たり、デジタル窓口が果たすべき役割はこれまで以上に重くなります。制度の変更には痛みを伴う側面があります。しかし、その先にあるのは職員がより専門性を発揮し、市民がよりスマートに公共サービスを享受できる質の高い自治体の姿です。市民の皆様がこの変更を不便への後退ではなく、未来への進化として納得し期待できるよう、丁寧な周知と着実な実行をお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（今木啓一郎君） 2 番 横田真澄君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午後 3 時09分

再開 午後 3 時20分

○議長（今木啓一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○10 番（関谷守彦君） 皆さん、こんにちは。

議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私の一般質問を行いたいと思います。

今回、私の質問事項は、水道料金の引上げ、審議会において審議がされていることについて、それから新庁舎建設についての2つであります。これらの質問に当たり、議員の方々や傍聴者の方々に質疑の内容を分かりやすくするために、今回少し資料を多めに作ってみました。水道事業については、A3用紙3枚の資料になっております。それから、新庁舎建設についてはA4の用紙1枚と48ページほどの冊子1冊、そしてA3の用紙5枚を資料として出させていただきます。

きたいと思っております。議長にその資料の提出の許可をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 許可いたします。

〔資料配付〕

○10番（関谷守彦君） ありがとうございます。

では、まず最初の質問、水道料金の引上げ審議について質問をさせていただきます。

現在、上下水道事業審議会が開かれておりまして、瑞穂市水道事業ビジョン及び経営戦略の見直しについて市長より諮問を受け、この間3回開催をされております。そして、先週6日には市長への答申案について取りまとめが行われたところであります。そして、その中に令和11年4月からこの水道料金を引き上げる、そのことがこの答申書に書き加えることが検討されておりました。あと、具体的な質問については、質問席のほうからさせていただきますので、この壇上からの質疑はこれにて終わり、質問席のほうに移りたいと思います。よろしく願います。

では、まず瑞穂市における水道事業の現状、その特徴について確認をしていきたいと思えます。本日お配りしております資料1-1、これを御覧いただけるとありがたいと思えます。

この資料は、瑞穂市の水道事業について経営比較分析表というもので、令和5年度の決算ベースで作られているものであります。これは、水道事業に関する各種の指標、これを5年の推移で見るとともに、瑞穂市と同程度の人口を持つ類似団体との比較をしているものであります。青い棒が瑞穂市、黒い線が類似団体ということになっております。

これを見ていただきますと、それぞれ1個ずつはなかなか興味深いものがありますけれども、真ん中の行のグラフの6. 給水原価というものがあります。この給水原価、いわゆる基になる水のお金ということでありましてけれども、これは瑞穂市の場合、地下水を利用しているために、非常に安価にこの水を確保することができております。そしてまた、実際には水道を引いている範囲も、狭いまちということで、非常に地域的にも狭くまとまっているため、維持費についても相対的に見た場合には少なく済むという特徴があるのではないかというふうに思っております。その結果、⑤のグラフにありますように、料金回収率、これが110%を超えるなど、水道会計の現状はほかの市と比べると良好ではないかということが言えると思えます。

まず、このような瑞穂市の水道事業の現状をこのように捉えて間違いはないかどうかについて確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（今木啓一郎君） 工藤上下水道部長。

○上下水道部長（工藤浩昭君） 瑞穂市の水道水源は全て地下水で賄われており、良質で豊富な水を井戸ポンプで取水し、塩素注入による滅菌処理を施すのみで配水できており、河川やダム の地表水を利用している水道事業者と比べた場合には、安価に配水できています。しかし、本

市は平坦な地形で高低差を利用した最も安くなる重力配水はできないため、多くの配水ポンプを有しており、地下水と重力配水を組み合わせている水道事業者と比べた場合には、配水費用は高くなっています。

また、瑞穂市は給水人口に対して比較的コンパクトな面積であるため、配水管延長も短く、県内において給水人口密度の低い水道事業者が比較的多い中、水道施設に係る給水人口1人当たりの維持管理費は安価となっています。こうしたことから、これまで県内21市で給水管口径13ミリの場合では、最も安い料金で水道水を供給することができてきました。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ありがとうございます。

若干私の話と、私はポンプの問題についてはあまり認識していなかったもので、少し認識としてはちょっとまた考えたいと思います。

それで、この審議会において出されている資料があります。それが次のところでありますけれども、一番最後の資料1－3を見ていただきますと、審議会の中で水道料金の引上げということが議題として上げられております。大体その真ん中の23%程度の引上げという案を中心に審議会でも検討がされておりました。もちろん、この引上げ率の是非について、私もいろいろいいのかどうか考えるべき内容、また引き上げるとしてもどんな割合で引き上げるのかといったこともいろいろ検討しなければならないのではないかと思いますけれども、特に今の時点でやはりちょっと気になるのは、この引上げが令和11年4月からということになります。今から見ると4年ぐらい先の話になってまいります。この4年先の水道料金の引上げについて、なぜ今の審議会ですべて具体的な検討をしなければならないのか、そこに非常に違和感を覚えるところがあります。今後老朽化する水道管の交換に経費が多く必要になる。そのため、資金残高の減少が見込まれる。そういったところから、一般的に値上げが今後必要になってくるという説明、議論、そういったものがあるということについては理解をするところではありますが、しかしなぜ今の段階で、具体的にいつから、幾ら引き上げるか、そこまで審議をしなければならないのかということが理解をすることができません。

この今の段階、4年先の料金引上げをこの審議会でも検討していただいたということに、それについての何らかの理由があると思いますけれども、そのことについて説明をしていただければと思います。

○議長（今木啓一郎君） 工藤上下水道部長。

○上下水道部長（工藤浩昭君） 現在、上下水道事業審議会では、令和3年度からの瑞穂市水道事業ビジョン及び経営戦略について、10年計画の中間年に当たる今年度、これまでの5か年を

検証するとともに、現在の水道事業を取り巻く社会情勢やインフラ環境の変化を踏まえ、次期5か年の計画の見直しについて審議いただいております。本審議会では、次期5か年となる令和8年度から令和12年度までの期間についてのビジョンと経営戦略が審議の対象であり、この期間の収益的収支の試算では、物価高による維持管理費の上昇により、単年度では令和8年度、来年度から収入不足となります。また、資本的収支については、国が拡充した期間限定の地方財政措置のある企業債を活用し、令和8年度から配水管の耐震化を加速的に進めていくことから、元利金の償還のための財源が不足する試算となっております。

そうした中、水道事業収入の根幹である水道料金の引上げを行わなければ収支の均衡が図れない状況であり、今後5か年の間で料金を引き上げるとすればどのくらいか、その時期はいつなのかを具体的に議論し、事業実施の財政的裏づけとして収支計画の見直しに反映することが必要になってきております。そのため、今後5か年の期間での水道料金の在り方について御審議をいただいているところでございます。

収支計画では、令和8年度から単年度で資金不足となり、できるだけ早い時期に料金改定が必要との意見も出ていますが、審議会では今から3年先の令和11年度から料金改定を行う審議となっております。これは、現下の物価高における市民生活への影響を抑えるため、令和10年度までの3年間は現行の水道料金を維持し、内部留保資金である剰余金や建設改良積立金などを活用することで財源を補填し、改定時期を遅らせ、市民生活への影響を抑えようとするものでございます。御質問の改定時期について、繰り返しになりますが、今後5か年の収支計画の中で、市民生活への影響に配慮した適切な時期を審議する中で、結果的に令和11年度となったものでございます。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 本日お配りした資料1－2のところにありますように、いわゆる資金収支ですね、資金というかお金の持分が順番に減ってきて、令和3年からのものとし、令和12年には3億ほどに減ってしまおうと。令和7年では10億あるけれども、そういうふうに減ってしまうから、そういう見通しであるから、今からそういう準備をしていこうというお話だったと思います。ある意味では、先の見通しをしっかりと持ってみえるということでもいいんですけれども、ただ住民の料金を引き上げることについては、やっぱりいろんな角度からの検討が必要になってくると思います。

それで、ただ将来の見通しだけで本当に考えていいのか。例えば、一番下のこの表ですね、これは当初の計画の資金残高の予定、そして黄色で塗ってある赤い色の数字は実際の数字、もちろん8年度以降は見込みということになると思いますけれども、これを見ますと、前半について言うならば、当初の計画よりも資金残高は多く残った。これは工事が順調に進まなかった

ということの裏返しかもしれませんけれども、そういったことも出てくると、そういうふうに見た場合に、では今後確かに経費が増えていくと私も思いますけれども、このとおりに行くかどうかについてはまだ何年か先の話ですので、非常にぶれる可能性もあると思います。

特に、令和8年については、極端に投資する金額が増えているというところもありまして、そこら辺の動き次第でも非常に変わってくるということも考えられますので、先ほども言いましたように、一般的な引上げということは議論があつて、それを答申に盛り込むこともあり得ると思いますけれども、今回答申が具体的に11年からこれこれは引き上げるという形の答申書の中に、その数字まで入れ込むということについては、まだちょっと時期的には早い、少し検討を、ぶれる状況も含めて考えれば早いのではないかな。通常、こういった料金の引上げというのは、大概4月からスタートすると、その前の3月議会とか12月議会で決めるのが大体のパターンですけれども、4年先のことというのはなかなか変動幅も多いとは思いますが、そう考えた場合に、ここまで入れ込むということについては、ちょっとあまりにも前のめり過ぎるのではないかなというふうな思いを持っているんですけれども、そういったことについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 工藤上下水道部長。

○上下水道部長（工藤浩昭君） 先ほども答弁させていただきましたが、今後5年間の中でいつ引き上げるのか、幾らぐらい引き上げるかということを審議していただいておりますので、その中で4年とおっしゃっていますけど、3年先の令和11年から予定どおり収支の計画が進めば引き上げるというような答申をいただいているものになりますので、住民の方に周知して心構え、準備していただく期間としても、短いよりは期間があつたほうがいいのかというふうに思います。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 水道部門のほうの考えではそういうことだと思いますということだと思いますけれども、少し今後のスケジュールもそこに示されておりますけれども、あまりにもちょっと住民に周知をするという観点からしても、周知をすれば、逆に言うとその数字に固定されてしまうということも当然出てきますので、果たしてそれでいいのかどうかということについては疑問を感じるころであります。

これについては、当然審議会で検討されて、答申という形で出てくると思いますので、もちろんその答申というので決まるわけであつて、最終的には条例変更という形になると思いますので、ちょっとこのやり方については疑問を感じているということについては、ちょっと承知しておいていただければと思います。

では、水道料金の値上げの問題については、私も以上で終わりたいと思います。

では次に、新庁舎のことについてお尋ねをしたいと思います。

今回、資料を幾つかお出ししておりますけれども、その中の２－１と冊子のほうですね、それを取りあえず見ていただければいいかなと思います。この冊子というのは、新庁舎建設に関する県との協議内容ですね。これについて、令和２年から直近までの記録について情報公開を求めたところ、開示された議事録等をつづったものであります。資料もその中に頂いたんですが、さすがに量が多過ぎる、300ページぐらい近いものですから、ちょっとその部分についてはほとんど割愛をさせていただきました。ただ、資料の２－４の部分では若干載せましたけれども、それ以外は基本的に割愛をしました。

そして、資料２－１のものは、その議事録の日付ですね、これを時系列で整理したもので、それを見ますと、この間15回ほど打合せがされたというふうなことでなっております。議員の方や傍聴者の方につきましては、これをすぐに全てこの資料を目を通しておくことも無理だと思います。そして、その内容について疑問点を問いただしてみますと、時間がどれだけあっても進んでいきませんので、この資料についてまたゆっくりと後ほど皆様には見ていただければというふうに思っております。

今日の一般質問においては、主にその気になった点を中心に若干質問をさせていただきたいというふうに思っております。

この資料を見て感じたことは、只越に新庁舎を建設するということ、これが市の考えとして提起されていると。結果的に見れば、市が主導したということがはっきりしてきているのではないかなというふうに思っております。県との協議についても、その内容をこれまでほとんど明らかにされておりました。そして、若干こんなことが出されているとか、県のハードルが高いのでなかなか厳しいという話しか聞いておりませんでした。しかし、これを見ると果たして県のハードルが高いのかどうかというよりも、只越に新庁舎を造るということの合理性がなかなか説得し切れない、合理的に説明し切れない、そこにやっぱり問題点があるのではないかな。そして、12回目の令和６年７月22日の打合せ記録簿を見ますと、県の方から、こんなことはあれなんでしょうけれども、うがった見方になってしまうかもしれませんが、只越地域で事業をしたいがために、公園やプロムナードなどを一体として面積を広くしているようにも見えるので、そうではないということを理由を説明してほしいとそのような発言まで出されている状況であります。

そこで、まずお尋ねしたいと思います。

これまで新庁舎建設について、執行部からは、新庁舎検討委員会での審議を尊重する、そしてそれを受け止め、市としての案を決定すると、このように何度も説明がなされてきたところであります。しかし、今回公表された資料の、一番最初の資料ですけれども、令和３年８月17日のものを見ますと、資料の打合せ記録簿によれば、検討委員会の審議が始まる、この令和３

年8月というのが1年前になります。当然、検討委員会でも何ら具体的な、まだ存在しないんですから具体的な話もされていないというところで、既に市街化調整区域である只越地域に新庁舎を建設する、そういったことを頭に置きがてら、県との協議が開始されていると思います。検討委員も含め、只越という候補地が示されたのは、令和5年3月の第4回の検討委員会で初めて只越という地名が出てきたと思います。それまで、前は人口重心とかそういったような話がされてきたと思っております。

翻って資料を整理してみますと、既に令和2年12月に広瀬守克議員の一般質問で、なかなかこの質問は問いも答えもしっかりしたもので、やっぱりすごい討議だったんだなと思いましたけれども、これまでであった基本構想に対しての問題点を指摘をし、そしてそこで初めて人口重心という言葉も質問の中に入っていました。そして、翌年の3月の若園議員の一般質問では、候補地がそれまでの3か所だけではないという答弁もあったところだと思います。そして、内部文書と言われました新庁舎建設検討資料の作成で、市がまとめた建設候補地資料を基に、6か所程度の平面配置図の作成という指示が出されております。

こういったことから考えますと、相当前から只越という調整区域の中に、庁舎建設の候補地として想定されていたということがうかがわれると思います。そして、そのことはつまりは調整区域である只越、これが大前提で始まり、只越ありきで始まったのではないかと。そしてさらに、先ほどの議事録によりますと、その指示は市長から出されたということも記載がされているところであります。この経緯については、大まか今のようなふうで問題、相違ないかどうかについて説明をお願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えいたします。

今の御質問は、令和3年8月17日の打合せ記録簿に基づいた御質問であるというふうに認識してお答えをさせていただきます。

令和2年に開催いたしました新庁舎建設基本構想に関する市民説明会におきまして、市民の方から、新庁舎ができることで地域が発展するという効果もあるため、将来的に瑞穂市が発展することを考えた新庁舎の位置の選定が大事なのではないかと御意見をいただきましたので、まちづくりの観点から新庁舎だけでなく、体育館やグラウンドなども合わせた整備を実現することができる広さのある十八条地域や只越地域を検討地域として、一つの例として県に御相談をしたものでございます。その記録の中にも明記してございましたが、市の内部でもオーソライズされたものではありませんということで記録があったかと思えます。市長からは、新庁舎建設基本構想の候補地のほかに、まちづくりの観点から候補地を追加検討するよう指示があったものであり、只越地域に限定したものではございません。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 市長の指示というのが、まとまった土地という観点から市街化調整区域も検討するように指示があったと。当然そこでは只越という言葉は一切入っておりません。それはもちろん間違いないことだと思います。

では、具体的にその資料もつけておりますけれども、A、B、Cという具体的な地域が出されておまして、1枚めくっていただいたカラー刷りのところですかね、AとBは只越地域、Cは先ほど言われた十八条地域ということになっております。市長の指示というのが、当然市長ですからいろいろな形で指示はされると思います。これはいつの段階であったか、それはちょっと私も分かりませんので何とも言えませんが、ここまで少なくともまだ検討委員会から会議が始まる1年前において、具体的にはここまで絞られている、この地図まで出しているということは、ここを一つの焦点にして、まとまった土地という意味では、それまで幾つかあったのかもしれませんが、ここをターゲットにしているということがあります。

例えば、市有地でまとまった土地というふうに考えれば、巢南庁舎、巢南公民館というのも市が所有するまとまった土地になると思いますけれども、そこも検討してもいいと思いますけれども、ここは調整区域ではない、ありませんけれどもね、そういったことだって考えられるはずですけれども、そのことについて、その場合は県に検討する必要があるのかないのかとかありますけれども、ないのかもしれませんが、ちょっとそこら辺を考えれば、既に相当前の段階から只越地域というのが一つの焦点に上がってきているというふうに認識せざるを得ないんですけれども、そのように認識してもよろしいでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほども申し上げましたが、この時点、令和3年8月17日の打合せ記録簿に載っている時点では、十八条地域や只越地域を検討地域とし、一つの例として県に御相談をしたものでございます。繰り返しになりますが、以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 例示で言われますけれども、2度目の打合せ、10月27日にも同じ資料を出して検討されて、いろいろと議論をされているところだと思いますけれども、そのことはこの資料から見れば明らかだと私は思っておりますので、そういう認識でおりたいと思います。

では、ちょっと2つ目の質問に移っていききたいと思います。

ちょっと観点が変わりますけれども、令和6年12月18日の打合せ記録簿、令和6年の14回目の資料です、後ろのほうについていると思いますけれども、ここではそれまでになかった北側エリアという概念が出てきております。で、県の担当者のほうから、この北側エリアって穂積駅の北のことを言っているんですかねというふうに聞かれた。いやそうじゃなくて、駅北の土

地区画整理事業のエリア、いわゆる駅北の事業をやろうとしているところですね。それと、新庁舎を計画している只越地域を含めたエリアだという、そんな説明がされているところであります。

そういったことを前提にして、それを想定して、現在検討されている都市計画マスタープラン改定案ですね、これが出されているところだと思います。そして、そのマスタープランについては、土地利用検討区域というものが只越地域にも都市拠点の機能強化のためとして設定が予定されています。それについては資料の２－３ですかね、そこに抜粋がされているところがあります。このことについては、先ほど関谷英樹議員が質問されたところで、お答えもあったところでありますけど、私は別の観点からこれについて質問をさせていただきたいと思います。

正直いって、この県との協議の内容から考えると、只越地域の土地利用検討区域は、この地域に新庁舎や新市民センターの建設を想定しての話だと思いますけれども、資料の２－３にありますように、建前上は都市拠点の機能強化のため、市民の交流の場や憩いの場として市民に親しまれる拠点づくりとなっております。したがって、仮に只越地域が土地利用検討区域としてこのマスタープランの中で指定されたとしても、そのことをもって直ちに只越に新庁舎を建設するということは意味しないというふうに私は理解をするところでおりますけれども、そのような理解でよろしいのかどうか。また、この地域ににぎわいの機会創出、シンボリックな空間形成をつくるということになりますと、土地の購入費も含め相当な資金の投入が必要になってくるのではないかと、そんなことも思うところでありますけれども、その２点についてお答えを願いたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 議員御指摘の方向性はそのとおりでございますが、現時点で土地利用の方針を都市計画マスタープラン策定中に決め切れないと考えており、土地利用検討区域として引き続き検討を進めることとしています。なお、その際のまちづくりの方向性を、にぎわいの機会や人を引きつけるシンボリックな空間の形成として位置づけております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） すみません、私がお尋ねしたのは、このマスタープランにここの只越地域を土地利用検討区域として指定しましたと、そういうふうなことが正式に来年度決めると思いますけれども、なったとしてもそれがあるからといって只越地域に新庁舎が建設されるということを意味するものではないということの確認をただいだけです。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 御質問の、直ちに庁舎の検討をする、位置にするということにはなりませんけれども、議員御指摘のとおり、庁舎検討委員会の中でこちらの只越地域につき

ましても候補地となっております。それを踏まえまして、庁舎も含めた土地利用の検討区域という形に今回させていただいております。直ちにではないです。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） つまりはここを土地利用区域とした場合であったというものの、それと庁舎をそこに造るか造らないのかはまた別の問題だというふうの理解でよろしいわけですね。

その直ちという言葉に何かこだわられたもので、当然庁舎はどこに造るかという検討委員会の審議とか、そのことを当然それを含めて市がどういうふうの方針を出すかということで決まると思うんで、あくまでも新庁舎をどこに造るかというのは、都市マスの話ではなくて、あくまでも新庁舎建設の計画、そちらのほうの話ですよということという理解でよろしいですかということです。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ただいまの御質問についてですが、まず新庁舎の位置につきまして最終的な決定を見ておりませんので、そういうただいまの議員の御質問ですともう只越なのというような御質問でございましたので、まだ決まっておりませんので、その辺につきましてはまだこれから検討していく部分だというふうに考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ちょっとそういうことは抽象論でやっているもので分かりにくいんですけど、基本的に都市マスが先に決まって、その後新庁舎建設の計画が出てくるというふうな流れになるということではよろしいでしょうかね。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 都市計画マスタープランにつきましては、方向性を示して、この土地利用について土地利用を検討していきたいというような表明でございますので、これをもってそこに市庁舎が来るということにはならないというふうに思っております。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） マスタープランというのは、第3次総合計画の下に、これからのまちづくりの全体を示すものでありまして、マスタープラン自身が土地利用検討区域において指定されたからといって、直ちにそれがイコール庁舎の建設用地であるというのはあまりに短絡的な考え方だというふうに私は考えます。まだその辺は決まっておりませんということで、よろしく願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 私もそう思っておりますので、お願いします。

3つ目のちょっと質問に移りたいと思います。

この県とのやり取りの文書、先ほど15回ほどあったというふうに言いましたけれども、それを見ておりましても、なかなか市の主張と県の担当者の思いとは平行線をたどったのではないかというような気もしているところでもあります。県の担当者に言わせれば、只越に庁舎建設をなぜしなければならないのか、それから今のこの穂積庁舎のところで造っても別にそれで問題ないんじゃないかというような思いが非常に持ってみえる。そして、もし穂積庁舎を別のところに造ったとしたら、ここの辺の地域のスポンジ化と言われる言葉が出ておりましたけれども、そういったものが生じかねないのではないか、そういったことがなかなか説明し切れていないというふうに私は認識をしておるところであります。

今回、市が県に対して示している事業を結果的に私なりに整理すると、只越地域に新庁舎建設を中心とした公共公益施設を集約する事業、そして都市拠点として穂積駅周辺を整備する事業、そして穂積庁舎の跡地を中心とする商業地域の地域づくり、こんなふうな3つの割りになるのかなと思います。しかし、新庁舎の建設というのは6年先になるのかな、令和14年度に使えるようにしたいという思いで進めているよと、こういうことはずっと一貫しているところがあります。

ところが一方、穂積駅北側の区画整理事業ですね。駅のすぐ前ではなくて、全体のところについていうと、30年先ぐらいの話かなというふうな説明がこれまでされてきております。

そういうふうに見た場合に、ちょっと庁舎は新品にしなければならない。一方、駅から只越へ行く道も含めてであれば30年先、地権者も当然多い、なかなか狭いところですので、順調にいくかどうかは非常に微妙だなと思いますけれども、30年あるいはそれ以上かかる、ここに非常にちょっとギャップを、時期的な問題としても感じる。つまり、20年か30年近くが、庁舎は移ったけれども駅とのつながりは、この構想で出てきているような内容にはなかなかないのではないかという疑問を持っています。

そして、この議事録をずっと見ますと、いろいろ県から言われて、例えば新しい市民センターについては規模を縮小して、一部は総合センターになって、体育的なもの、そういったものを中心にするということも考えられるとかありますし、また文章の途中にも駅周辺のいわゆる商店街ですね、そこの対応については実際打つ手がないというような感じの、ある意味ではそこが今の現状をそのままというか、どんどん廃れていく事態も招きかねないということでやりますと、その3つの事業もなかなか連動していかない。言葉ちょっと悪いんであれですけども、どの事業も中途半端に終わってしまうということも十分に考えられるのではないかという危惧もするところですけども、そういったことについてはどのような展望を持ってみえるのか、お話ししていただければと思います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 現在は、新庁舎建設検討委員会において、概算事業費を踏まえた候補地の再評価を行っていただき、第1候補地となりました只越地域における事業化の可能性について関係機関と調整をしているところで、まだ途中の段階でございます。議員からは、最後まで市と市の首長と県の担当者の思いは平行線であったように思われると言われましたが、まだ途中段階でございます。御指導をいただきながら、少しずつでございますが進展しているものと思っております。市といたしましては、新庁舎建設検討委員会から提出していただく最終答申の内容を検討した上で、新庁舎建設基本計画を策定し、市全体の財政状況を確認しながら計画的に事業を実施していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では、次の質問に移ります。

庁舎と一緒にそこに公園を造るという構想があって、そのために相当のスペースが要るんだという御説明がずっとされてきているわけですがけれども、私も都市公園の整備をしてほしいという要望というか、そういったものは結構あるのではないかというふうに思っております。

ただ、只越に公園を造ってほしいという要望ですね、これについてはあまり具体的に聞いた覚えはありませんけれども、何かそういったことについて根拠というか、こういったことがあったということがもしあれば教えていただきたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） この只越における公園ということでございますが、新庁舎建設検討委員会において、フリースペース、公園、カフェ等があれば市民の憩いの場となることから、新庁舎建設と併せ一体的に計画されたものでございます。市といたしましては、新庁舎建設検討委員会から提出いただく最終答申の内容を検討し、令和7年の第4回の定例会でも同様の御質問をいただいておりますので、議員からではないんですが、計画が具体化した段階で瑞穂市緑の基本計画との整合性を図りながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） つまり、只越に公園を造るというのは、あくまでも庁舎との絡みで造るんだということで、特別地元から要望があつてというわけでもないという理解でいいということですね。

例えば、私、本田に住んでいるもので、毎年本田の自治連合会からは要望として、学校近くのところと北のほうに都市公園を造ってほしいという要望が多分毎年出ているのかなと思って

おりますけど、特に只越地区に造るという話も多分され、ひょっとしたら口であったのかもしれませんが、文章的にはまだ出ていないんじゃないかなというふうにちょっと、直近のものは見ていませんので分かりませんが、そんなふうに思っておりますし、さっきちょっと言われた緑の基本計画ですね、ちょっとこの資料の中にも出てきますけれども、それを見ますと、今のこれまでの現状、人口1人当たり3.5平米を令和17年には3.6平米に持っていきたいと、これは市街化区域で。そして調整区域については現状維持を図るというようなことが出ておりますので、緑の計画からしても、わざわざ調整区域であるところを潰して、一部公園にするとはいっても、ほかの施設もそのほうが多いわけですから、緑そのものが減っていくということで、ちょっと逆行するのではないかなというように思いも持っているところでもあります。

ちょっと公園の話はちょっとここら辺にさせていただきまして、次に行かせていただきます。ちょっと時間ごめんなさいね、ありますので。

私は思いますに、これまで県との協議ということで、これまでその内容は明らかにされてきませんでした。でも、今回こういう形で出していただいたことは非常に評価をしたいなと私が思っているところでもあります。

ただ、やっぱり中を見ると、市民も議員もなかなか知らないところで事が結構進められているのではないかな。例えば今回の文章だけを見ましても、やっぱりいろいろ聞いてみたいと思うことが、これ誰でも思うと思います。いろいろこれまで説明を受けてきたことでもちょっと違うんじゃないかなとか、でも実際にはそんな話がされているのかということもあると思います。

ここまで今回思い切って公表されたわけですから、執行部としては議会あるいは検討委員会の委員さん、そして市民に対し、これまでの経緯と市の考え方ですね、これはきちんと丁寧に説明をする、そしてそれとともに単に説明するだけではなくて、それぞれの様々な意見を丁寧に聞く場、こういったものをぜひ設けていただきたいと思うわけではありますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今の現状での説明をお求めになっているようにお聞きしたんですが、よろしいですね。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） そうですね、現状は現状ですけれども、少なくともこの資料に出ていた話と、これまでの説明の整合性も含めて説明をしてほしいということでもあります。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 大変失礼いたしました。

現時点でということで申し上げますと、市として只越地域に新庁舎を建設することを決定し

ているというわけではございませんし、関係機関と建設の可能性について調整をしているところで、途中段階でございます。不確かな状況に基づきこれからのことを決定していくということをお話しするということは、かえって混乱を招くものだというふうに私は考えます。今のところそのような場を設ける予定はございません。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） これまでの話でされていることについて説明をするということ、それをしたから混乱するというのはあり得ないと思います。なぜ混乱するのか。それは私に言わせれば言い逃れの常套句みたいな感じがします。そんなことでもせつかく文書を出されたんですから、やっぱりそれも含めて検討委員会ではここまでいっている、県との協議がここまでいっている、これが今の課題だと。とか、こういった問題についてはなかなかクリアしていないことがこういったことがあるんだと。

逆に、例えば私、正直素直な気持ちで言わせていただきますと、わざわざ只越に土地を買ってまで、そして新しい庁舎、市民センター、公園、そこに造るということよりは、もう今の現状を考えればこの穂積庁舎のところに庁舎を造るということで、新しい市民センターについては別途のことを考えればいいと、だし、公園についてはここに特別のものを、多少の憩いの場はあってはいいとは思いますが、そういった範囲でそういった様々な声もやっぱり聞いていただく、そういった場が必要ではないか。

検討委員会、いろいろ言いましたけれども、検討委員会というのは結局事務局としてシナリオを作ってみえるわけですね。そのシナリオについても、県の中では、よかったらちょっと県のほうに、見て助言をもらえませんかということも言っているわけですし、いろいろこの間、例えば去年の12月の一般質問では、議員から都市計画に関する踏み込んだ質問がありますが、まだ協議中でもあり、あえて少しぼかした感じで答弁をしますと、議会での答弁も非常にちょっと誠実さが欠けるような表現までされているということについては、ちょっと疑問を感じます。県は、逆に県との協議で整合性さえ取れていれば別に問題ないんじゃないかというような感じのニュアンスのことも回答しているわけではあります。

そういった意味において、やっぱりきちんと答えていく、それは非常に大事なことだと思うんですけれども、それでもやらないという、まあ一度検討していただくということが必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 先ほど総務部長のほうから、こういった協議について混乱を招く可能性があるというふうにお答えしたのは、本来ですと私ども情報公開に当たり、県との協議とか上級官庁との協議については公式文書として決裁を取っておるわけではございません。それで、

私どもは本来ですと打合せメモという程度で、箇条書で今回の打合せはこういうことがありましたということだけで済ましておったんですけれども、庁舎建設に当たってはそのことを私どものほうに、市長と私のほうへ決裁として今こういうことがあったということを復命書という形で回ってきたものでございまして、そういったメモについても情報公開の対象になるということで全て出させていただいております。

今後、それらの県の協議のときに、担当者同士ではそのときのやり取りの中で行き違いのこともございますので、最終的には決定した段階でのメモという形に今後させていただきますので、誤解を招くということがあると、例えばこういった一言を捉えられると間違った方向になってしまうという、それは打合せの中でやっておることでございますので、最終的なところまで来るまでには、やはりそれらのことは重要事項として、重要というのはメモとして残させていただくという形に取らせていただきたいと思いますので、言葉のやり取りの中での位置も全て、今私どもも情報公開の対象になっておりますけれども、本来のそういった打合せは概要メモということに今まではなってきましたけど、庁舎建設に至ってはそういうことで公開させていただきましたので、そういったものを公開するとなると調整機関との混乱を招くという意味で、現時点ではまだそういった協議をさせていただくことは避けさせていただくという意味でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ちょっと副市長、誤解してみえるみたいですが、情報公開についてはメモであろうと何だろうと請求されれば出さざるを得ないというのが今の現状だと思います。そのことは、先ほど副市長も言われたので問題ないと思います。ですから、今後メモであってもそれは出していただくということに逆になると思います。ただ、それについては、だから逆に言うと、そういったものがこれは出ているわけですから、その言葉の端々、一応公式の文書で復命書ですから、一応整理されている分だと思いますけれども、ちょっと市長、それは態度、ちょっと今ちょっとまずいですよ。誤解が生じるということであれば、これはもう出ているわけですから、逆に誤解を招かないためにもきちんと説明をされたらいかがでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 森市長。

○市長（森 和之君） 私がお答えするところではありませんでしたけど、今副市長が答えたメモという言葉と決裁を取ったということで、メモならばそれ以上書き込まないという意味なんです、そんなにたくさん。それは理解をしていただきたいということを思います。今回は庁舎建設ということで、ある程度、本来ならメモで箇条書で、このことについて、このことについて、このことについて協議をしたと終わっているんですけど、その内容まで踏み込まれて決裁を取っているということなので、そこは理解をしてくださいということで、私はこうしました。

そして、誤解を招くということでしたら、議員の御質問の中で、市街化調整区域である只越を御質問の中で、市長が只越ありきでその指示をしたということも、これは大きな誤解があるということ、先ほどおっしゃられましたけど、そんな記録はどこにも残っていないので、こうすることが誤解を招くということで御理解をしていただきたいということを私はお願いをいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 今の市長の発言は、ちょっと私の思いと違う部分があると思います。

だから、先ほど石田部長との話の中では、市長が只越地域を指示したという言い方はしていませんよね。広い土地が必要だ、なので調整区域だという話が出たと。それはいつの時点で出されたかは私は承知していないと。だから、それによって、だけれども少なくとも相当の期間においては相当準備がされているのは間違いないのではないかと、それは推察されるところであります。

それはちょっと置いておくとしても、やっぱり誤解を招く、メモについても何かいろんな協議があれば当然、公務員の方って割と小まめにきちんと、私いつも感心するんですけども、メモされますので、そういったものをきちんと、逆に言えば要求があれば必ず出していただけということを今確認したと思いますけれども、それも含めて、それと説明会というか、こういう状況について報告する、議会の場でもやっていただく、もうそのほかの場でもやっていただく、そのこととはまた違う話ですので、それはぜひお願いをしたいというふうに思っているところであります。そのことについて、最終的な回答は。

○議長（今木啓一郎君） 森市長。

○市長（森 和之君） 私が申し上げたのは、庁舎建設を前提する段階で県との協議が開始されている、初めから只越ありきで、その指示は市長からあったとここに書いてある御質問のことを私は受けて言っているもので、そこについてはこれは大きな誤解を受けるということで、私は今回この只越地域を職員に指示したことも一回もありませんので、ましてその配置平面図などで幼稚園のそばにある平面図も報告は受けましたが、私がここと言った事実は全くないので、その辺りについては絶対大きな誤解を受けるので、ここについてはやはり議員の皆さんにも御理解をしていただきたいし、関谷議員にもそこははっきり誤解を招くということは私はお伝えをして答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（今木啓一郎君） 間もなく発言時間の制限となりますので、簡素にお願いいたします。

関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） すみません。

市長からの今のお話、多分これ私の書いた文章の中のここを指してみえるのかなと思いますけれども、県との協議を開始されて、初めから只越地区にという指示は市長からあったと記録されているという、これ非常に短絡的に書いてしまう、そういう意味では正確さを欠いているかもしれません。じゃあそのことは、只越ということは言ってみえないということで、先ほど理解をしたということで承知しまして、大事なことはやっぱりそれをやるかどうか、説明をする場を設けるかどうかについて回答をお願いしているわけであります。

回答なしということによろしいですか。

○議長（今木啓一郎君） 時刻になりましたので、10番 関谷守彦君の質問を終わります。

○10番（関谷守彦君） どうもありがとうございました。

散会の宣告

○議長（今木啓一郎君） 以上で、本日に予定していました一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

散会 午後4時20分

